

身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン
～地域でくらすための入所・入院時等のそなえ～

令和5（2023）年4月

名古屋市権利擁護支援協議会

名古屋市成年後見あんしんセンター

名古屋市

目次

1	はじめに	2
1	名古屋市権利擁護支援協議会とは	2
2	身寄りのない人を取り巻く課題	3
2	身元保証人等に関する実態調査	4
1	実態調査の概要	4
2	実態調査の結果	5
3	身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン	14
1	実態調査を踏まえたガイドラインの作成	14
2	ガイドラインのポイントと具体的対応	15
3	本人を中心としたチームによる「私の気持ち応援シート」の活用	20
4	身元保証団体を利用する際の留意点	26
5	本人のための権利擁護支援に向けて	27
★	資料編	28
1	関連制度等	28
2	「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの 契約をお考えのみなさまへ（契約を検討する際のポイント集）	32
3	身元保証等の高齢者サポート契約をめぐるトラブルに注意	34
4	身元保証人等に関する実態調査結果	36
5	身元保証問題検討部会の概要	61

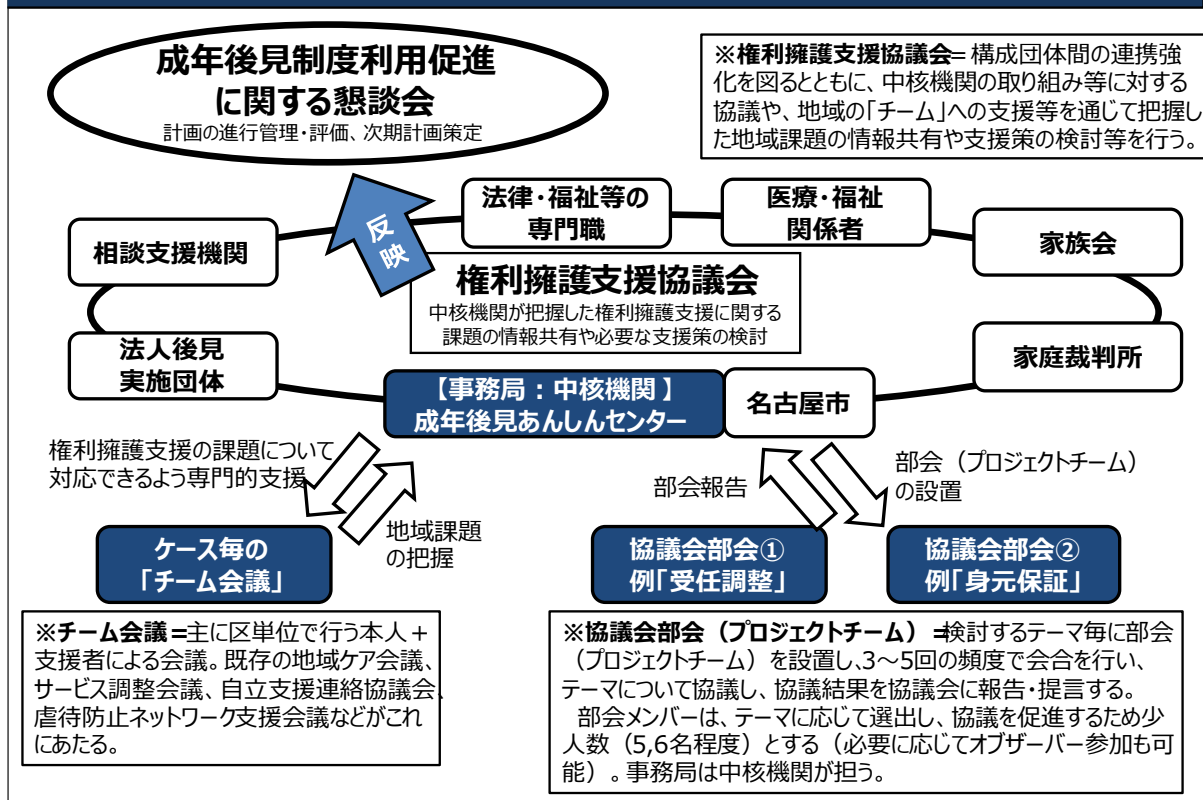
1 はじめに

1 名古屋市権利擁護支援協議会とは

名古屋市では、平成 22（2010）年 10 月に成年後見あんしんセンターを開設し、成年後見制度を含めた権利擁護に関する相談支援に取り組んできました。その後、平成 28（2016）年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成 29（2017）年に「第一期成年後見制度利用促進基本計画（国計画）」が策定されました。それに伴い名古屋市では、令和 2（2020）年に「名古屋市成年後見制度利用促進計画」を策定し、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」のコーディネート役を担う中核機関の整備を位置づけ、令和 2（2020）年 7 月から成年後見あんしんセンターを機能強化して中核機関としました。

中核機関（成年後見あんしんセンター）による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの中で、本人を見守る「チーム」への支援等を通じて把握した課題の情報共有や支援策を検討する場として、令和 2（2020）年 11 月に「名古屋市権利擁護支援協議会」を設置しました。委員には、法律・福祉の専門職団体だけでなく、高齢者・障害者の相談支援機関や当事者団体の方々も参加しています。

「名古屋市権利擁護支援協議会」の位置づけ



2 身寄りのない人を取り巻く課題

(1) 身寄りのない人とは

本ガイドラインでは、親族が全く存在しない方だけでなく、親族がいても疎遠な方も含みます。

なお、支援者にとっては、親族がいる・いないに関わらず、本人の意思を明確にするための“備え”として本ガイドラインを活用することも想定しています。

(2) 身寄りのない人の地域生活の現状

少子高齢化が進む中で、身寄りのない人が増えています。また、認知症などにより判断能力が不十分な人も増えています。今後、このような状況が進展していくことが予想される中、親族関係や判断能力がどのような状態になっても、本人の意思が尊重され、本人らしく暮らし続けることができる環境を整えることが必要です。

身寄りのない人を地域で支えていくためには、様々な課題がありますが、その中でも、施設への入所や医療機関への入院の際に求められることの多い身元保証人、身元引受人などと呼ばれる人が不在であるために、本人が希望する、または本人にとって適切な入所・入院ができない現状があることが相談支援の現場で指摘されています。

(3) 身元保証人等とは

本ガイドラインでは、入所・入院時に施設・医療機関が「契約書（申込書・同意書など）」において、本人の署名とは別に署名を求めている方を「身元保証人等」とします。（署名の名称としては、身元引受人、身元保証人、保証人などがあります。）

(4) 身元保証団体とは

本ガイドラインでは、入所・入院時の手続き支援（身元保証人等としての署名を含む）や入院費・施設利用料の保証、受診同行等のサービスを提供する団体を「身元保証団体」としています。

(5) 身寄りのない人の権利擁護に向けて

身元保証人等が不在であるため、本人が希望する、または本人にとって適切なケア・医療が受けられないことを地域課題と受け止め、必要な支援策について検討する必要があります。

身元保証人等には、利用料や医療費の支払い、日常生活支援、遺体・遺品の引き取りなど、様々な役割が求められていると考えられます。こうした身元保証人等に求められている役割を明らかにすることが必要であるため、実態調査を実施するとともに、その対応策について本ガイドラインで示します。

2 身元保証人等に関する実態調査

1 実態調査の概要

(1) 調査の目的

単身化や少子化、核家族化で親族からの支援が難しい方が増加することから、入院、施設入所、賃貸住宅入居時に求められることの多い身元保証人等の不在は誰にでも起こり得るものです。先行調査はあるものの本市の現状を把握するとともに、その実態から身元保証人等が不在であっても、本人の権利が擁護され、本人らしい生活が実現できる仕組みづくりを検討するため、本調査を実施しました。

(2) 調査の方法、対象など

- ① 調査方法 郵送法による調査票の郵送・回収
- ② 調査時期 令和3年12月～令和4年1月
- ③ 調査対象及び回収率（令和3年10月現在の機関・事業所を対象）

i) 施設・医療機関【調査票①】

施設種別	配布数	回収数	回収率
介護老人福祉施設（特養）	121	69	57.0%
介護老人保健施設	72	30	41.7%
認知症対応型共同生活介護	199	74	37.2%
養護老人ホーム	6	6	100.0%
軽費老人ホーム	21	15	71.4%
特定施設入居者生活介護	104	34	32.7%
住宅型有料老人ホーム	268	91	34.0%
介護療養型医療施設・介護医療院	7	3	42.9%
医療機関（病床あり）	123	48	39.0%
障害者共同生活援助	245	112	45.7%
障害者入所施設等	20	19	95.0%
合計	1,186	501	42.2%

ii) 相談支援機関【調査票②】

機関種別	配布数	回収数	回収率
いきいき支援センター	29	28	96.6%
居宅介護支援事業所	656	315	48.0%
障害者基幹相談支援センター	23	11	47.8%
相談支援事業所（障害福祉サービス計画相談支援）	165	73	44.2%
区役所・支所	22	22	100.0%
保健センター	16	16	100.0%
合計	911	465	51.0%

2 実態調査の結果

(1) 身元保証人等が不在であることによる本人への影響について

- ・入所・入院時に、91.4%の施設・医療機関が本人の署名欄とは別に本人以外の署名を求めています。
- ・身元保証人等が不在の場合の入所・入院の取扱いについて、「身元保証人等の署名がないままでは入所・入院は受け入れていない」とする184機関と、「条件付きで受け入れる(Q2(4))」のうち「身元保証団体と契約してもらう(Q2(6))」と回答した75機関と合わせると、事実上、回答した施設・医療機関の51.7%(259/501件)が、身元保証人等を入所・入院の条件としていました。

⇒身元保証人等が不在の場合、入所・入院ができない場合があることが分かりました。

施設・医療機関【調査票①】Q2(1) 貴施設・医療機関への入所・入院時に用いられている「契約書(申込書・同意書など)」において、本人の署名欄とは別に本人以外の署名を求めていますか。 n(回答者)=501

	回答数	全体比
1. 本人以外の署名を求めている	458	91.4%
2. 本人以外の署名は求めていない	43	8.6%
総計	501	100.0%

施設・医療機関【調査票①】Q2(4) 身元保証人等が不在の場合、入所・入院の取扱いはどうになりますか。 n=458

	回答数	全体比
1. 身元保証人等の署名がなくとも、そのまま入所・入院を受け入れる	85	17.0%
2. 条件付きで受け入れる	127	25.3%
3. 身元保証人等の署名がないままでは入所・入院は受け入れていない	184	36.7%
4. 特に決めていない(これまで身元保証人等が不在の事例がない等)	56	11.2%
5. 無回答	6	1.2%
計	458	91.4%

施設・医療機関【調査票①】Q2(6)「2.条件付きで受け入れる(Q2(4))」と回答した方にお伺いします。身元保証人等が不在の場合の受け入れの条件とはどのようなものですか(複数回答可)。 n=127

	回答数	回答比
1. 成年後見制度(法定後見・任意後見)の申立てをしてもらう	72	56.7%
2. 区役所・保健センターに相談する(生活保護受給、市長申立、ケース会議の開催など)	62	48.8%
3. 身元保証団体と契約してもらう	75	59.1%
4. 日常生活自立支援事業(障害者・高齢者権利擁護センター)を利用してもらう	33	26.0%
5. 弁護士・司法書士等と契約してもらう(財産管理委任契約、死後事務委任契約など)	29	22.8%
6. 預り金などの名目で、支払い滞納に備えて事前に預けてもらう	17	13.4%
7. 財産状況などの支払能力を示す書類を提出してもらう	5	3.9%
8. 一時的な入所・入院であり、すでに退所・退院先が決まっている	12	9.4%
9. その他	10	7.9%
計	315	

<参考：他のアンケート調査結果>

・前述の身元保証人等の存在が入所・入院の条件としている結果について、高齢者施設は、「身元保証人等の署名がないままでは入所を受け入れていない(Q2(4))」と回答した施設が164施設、身元保証人等が不在であっても「条件付きで受け入れる(Q2(4))」と回答した83施設のうち、「身元保証団体と契約してもらう(Q2(6))」と回答したのが54施設あることから、調査に回答した高齢者施設の68.1%(218/320施設)は、身元保証人等の存在を入所の条件であると回答しています。

・同比較として、障害者施設は20.0%(26/130施設)、医療機関は29.4%(15/51機関)となっています。

⇒高齢者施設において、身元保証人等がいることを入所の条件とする傾向が強いことが分かりました。

(2) 施設・医療機関が身元保証人等に求めている役割について

- ・「利用料・医療費の支払い」、「緊急連絡先」、「本人死亡時の遺体・遺品の引き取り」、「手術・延命治療などの医療同意」、「救急搬送、訪問診療外の受診同行などの事実行為」など、多くの包括的な役割を身元保証人等に求めていることが分かりました。
- ・身元保証人等に求められる包括的な役割は、これまで親族が担ってきましたが、親族がいない、または親族がいても疎遠であったりと身寄りのない人が増えている中で、この役割を補っていくための対策が必要であると考えられます。

施設・医療機関【調査票①】Q2(3) 身元保証人等に求める役割(機能)は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。なお、その中で最も重要だと考えられるものについては、最大2つまで◎をつけてください。 n=458

身元保証人等に求める役割(機能)	○重要	◎最も重要	合計
1.緊急連絡先	215	156	371
2.利用料・医療費の支払い	271	122	393
3.損害賠償等の債務の保証	248	9	257
4.居室等明け渡しや原状回復	238	1	239
5.退所・退院後の支援(次の受入れ先との調整など)	241	9	250
6.ケアプラン等支援計画書、診療計画書の同意	276	13	289
7.入所・入院中の必要物品の購入などの事実行為	288	9	297
8.救急搬送、訪問診療外の受診同行などの事実行為	275	66	341
9.手術・延命治療などの医療同意(医的侵襲性の高い)	282	62	344
10.予防接種などの医療同意(医的侵襲性の低い)	278	1	279
11.入所・入院中で身体拘束が必要になった場合の同意	292	3	295
12.本人死亡時の遺体・遺品の引き取り	322	39	361
13.葬儀・納骨などの手続き	227	8	235
14.その他の役割	18	3	21
15.特に求める役割(機能)は考えていないが、慣例で署名を求めている	4	0	4
計	3,475	501	3,976

※「合計」欄は、○を1ポイント、◎をさらに1ポイントとし、その合計ポイントを掲載しています。

(3) 身元保証団体の利用について

- ・身元保証人等が不在の場合、身元保証団体を本人や支援者に「紹介したことがある」と施設・医療機関の 50.5%、相談支援機関の 75.5%が回答しています。
- ・身元保証団体の利用にあたり、施設・医療機関が本人に協力していることについては、「身元保証団体のサービス説明時や契約締結時に同席している」61.3%、「本人が身元保証団体を選びやすいように情報提供を行っている」60.5%となっています。相談支援機関は、「本人が身元保証団体を選びやすいように情報提供を行っている」74.1%、「身元保証団体のサービス説明時や契約締結時に立ち会っている」73.8%、となっています。
- ・一方で、契約内容等に関するトラブルが起こる場合があるため、身元保証団体を利用する際には、適切な契約ができるように留意する必要があります。

施設・医療機関【調査票①】Q3(1) 貴施設・医療機関は、身元保証人等が不在の場合、身元保証団体を本人や支援者に紹介したことはありますか。 n=501

	回答数	全体比
1. ある	253	50.5%
2. ない	237	47.3%
3. 無回答	11	2.2%
計	501	100.0%

相談支援機関【調査票②】Q2(2) 入所・入院時に身元保証人等が不在の場合、または一般的な相談対応の時に、身元保証団体を本人や支援者に紹介することはありますか。 n=465

	回答数	全体比
1. ある	351	75.5%
2. ない	113	24.3%
3. 無回答	1	0.2%
計	465	100.0%

施設・医療機関【調査票①】Q3(3) 身元保証団体の利用にあたり、貴施設・医療機関が本人に協力していることはありますか（複数回答可）。 n=253

	回答数	全体比
1.本人(利用者・患者)が身元保証団体を選びやすいように情報提供を行っている	153	60.5%
2.身元保証団体のサービス説明時や契約締結時に同席している	155	61.3%
3.毎月の請求書の内容を利用者(患者)の依頼(同意)に基づき確認している	36	14.2%
4.その他の協力内容	11	4.3%
5.特に何も行っていない	44	17.4%

相談支援機関【調査票②】Q2(4) 身元保証団体の利用にあたり、貴機関が本人に協力していることはありますか（複数回答可）。 n=351

	回答数	全体比
1 本人(利用者・患者)が身元保証団体を選びやすいように情報提供を行っている	260	74.1%
2 身元保証団体のサービス説明時や契約締結時に立ち会っている	259	73.8%
3 毎月の請求書の内容を本人(利用者・患者)の依頼に基づき確認している	32	9.1%
4 その他の協力内容	27	7.7%
5 特に何も行っていない	28	8.0%

(4) 意思決定能力が低下した人への支援

- ・ 本人の意思決定能力に不安がある場合、施設・医療機関の76.4%、相談支援機関では95.5%が成年後見制度の利用を検討すると回答しています。また、相談支援機関で89.9%が日常生活自立支援事業（障害者・高齢者権利擁護センター）の利用を検討すると回答しています。
- ・ また、本人の意思決定能力に不安がある場合に連携する機関について尋ねた設問では、「いきいき支援センター・障害者基幹相談支援センター」や「区役所・保健センター」、成年後見制度に関する相談窓口の「成年後見あんしんセンター」、日常生活自立支援事業を実施する「障害者・高齢者権利擁護センター」等との回答がありました。
- ・ しかしながら、成年後見制度については「制度利用に時間がかかる」「申立て手続きが複雑で大変である」こと、日常生活自立支援事業については「制度利用に時間がかかる」「本人が同意しない」こと等により、利用に至らないとする回答が一定数ありました。
- ・ また、相談支援機関に本人の意思決定能力に不安がある場合に、身元保証団体を紹介しているか尋ねた設問については、41.3%が「ある」と回答しています。

⇒身元保証団体を利用する場合は契約が必要になることから、意思決定能力に不安がある場合に団体を紹介する行為は、適切とはいえません。引き続き、意思決定能力に不安のある方を適切に成年後見制度や日常生活自立支援事業につなげるため、相談窓口の更なる周知・広報や関係機関との連携をはじめとした、より一層の地域連携ネットワークの強化が必要です。

施設・医療機関【調査票①】Q4(2) 本人の意思決定能力に不安な場合、貴施設・医療機関では、成年後見制度の利用を検討しますか。 n=501

	回答数	全体比
1. 検討する	383	76.4%
2. 検討しない	101	20.2%
3. 無回答	17	3.4%
計	501	100.0%

相談支援機関【調査票②】Q3(2) 本人の意思決定能力に不安な場合、貴機関では、成年後見制度の利用を検討しますか。 n=465

※意思決定能力に不安な方の相談がない場合は、今後あった場合を想定してご回答ください。

	回答数	全体比
1. 検討する	444	95.5%
2. 検討しない	15	3.2%
3. 無回答	6	1.3%
計	465	100.0%

相談支援機関【調査票②】Q3(4) 本人の意思決定能力に不安な場合、貴機関では、障害者・高齢者権利擁護センターの日常生活自立支援事業の利用を検討しますか。 n=465

※意思決定能力に不安な方の相談がない場合は、今後あった場合を想定してご回答ください。

	回答数	全体比
1. 検討する	418	89.9%
2. 検討しない	42	9.0%
3. 無回答	5	1.1%
計	465	100.0%

施設・医療機関【調査票①】Q4(1) 本人の意思決定能力に不安な場合、貴施設・医療機関が本人のために連携している機関などがありますか（複数回答可）。 n=501

	回答数	全体比
1.いきいき支援センター(地域包括支援センター)	151	30.1%
2.ケアマネジャー	209	41.7%
3.障害者基幹相談支援センター	119	23.8%
4.区役所・保健センター	146	29.1%
5.弁護士・司法書士等の専門職	69	13.8%
6.障害者・高齢者権利擁護センター(日常生活自立支援事業)	100	20.0%
7.名古屋市成年後見あんしんセンター	50	10.0%
8.特にない	123	24.6%
9.その他	24	4.8%

相談支援機関【調査票②】Q3(1) 本人の意思決定能力に不安な場合、貴機関が本人のために連携している機関はありますか（複数回答可）。 n=465

	回答数	全体比
1.いきいき支援センター(地域包括支援センター)	315	67.7%
2.ケアマネジャー	82	17.6%
3.障害者基幹相談支援センター	139	29.9%
4.相談支援事業所	40	8.6%
5.区役所・保健センター	221	47.5%
6.弁護士・司法書士等の専門職	101	21.7%
7.障害者・高齢者権利擁護センター(日常生活自立支援事業)	176	37.8%
8.名古屋市成年後見あんしんセンター	134	28.8%
9.その他機関	33	7.1%
10.特にない	23	4.9%

施設・医療機関【調査票①】Q4(3) 検討の有無に関わらず、成年後見制度の利用に至らない理由はありますか（複数回答可）。 n=501

	回答数	全体比
1.制度利用に時間がかかる	157	31.3%
2.本人(利用者・患者)の同意が得られない	133	26.5%
3.申立人が不在である	80	16.0%
4.申立て手続きが複雑で大変である	116	23.2%
5.本人(利用者・患者)に制度について説明できない(制度を詳しく知らない)	54	10.8%
6.成年後見人等(保佐人・補助人を含む)の必要性がない	54	10.8%
7.特に問題はない	193	38.5%

相談支援機関【調査票②】Q3(3) 検討の有無に関わらず、成年後見制度の利用に至らない理由はありますか（複数回答可）。 n=465

	回答数	全体比
1.成年後見制度の利用に時間がかかる	234	50.3%
2.本人(利用者・患者)が同意しない	241	51.8%
3.申立人が不在である	104	22.4%
4.申立て手続きが複雑で大変である	185	39.8%
5.本人(利用者)に成年後見制度の説明ができない(詳しく分からない)	78	16.8%
6.成年後見人等(保佐人・補助人を含む)の必要性がない	53	11.4%
7.特に問題はない	45	9.7%

相談支援機関【調査票②】Q3(5) 検討の有無に関わらず、障害者・高齢者権利擁護センターの日常生活自立支援事業の利用に至らない理由はありますか（複数回答可）。 n=465

	回答数	全体比
1. 制度利用に時間がかかる(待機期間が長い)	220	47.3%
2. 本人(利用者)が同意しない(拒否した)	255	54.8%
3. 本人(利用者)に事業の説明ができない(私が事業を詳しく理解していない)	52	11.2%
4. 本人に契約能力がなく契約できない(契約能力がないとセンターで判断された)	101	21.7%
5. その他	32	6.9%
6. 特に問題はない	80	17.2%

相談支援機関【調査票②】Q2(5) 本人の意思決定能力に不安な場合であっても、本人に身元保証団体を紹介したことがありますか。 n=351

	回答数	全体比
1. ある	145	41.3%
2. ない	195	55.6%
3. 無回答	11	3.1%
計	351	100.0%

3

身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン

1 実態調査を踏まえたガイドラインの作成

(1) 身元保証人等がないことによる課題

身元保証人等が不在の場合に入所・入院ができない場合がある実態が明らかになりました。また、施設・医療機関から身元保証人等に期待される役割が多いことも分かりました。そして今後は、施設入所や医療機関への入院時に求められてきた身元保証人等が用意できない人が増えていくと考えられます。

(2) ガイドライン作成の必要性

こうした課題に対応するため、実態調査で把握した「身元保証人等に求められる役割（機能）」を整理するとともに、相談支援機関や施設・医療機関が本人の意思を踏まえ、入所・入院時の適切な対応を、本人を支えるチームで行えるよう、本ガイドラインを作成しました。

(3) 施設・医療機関の留意点

介護保険施設等に関する法令上は身元保証人等を求める規定はなく、各施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入所・入院希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しないことについて再確認が必要です。

ただし、この身元保証人等が不在の問題は、施設・医療機関だけの問題ではなく、地域全体の課題であることをガイドラインの普及を通じて周知していきたいと考えています。

2 ガイドラインのポイントと具体的対応

(1) 身元保証人等に求めている役割（機能）の分割

施設・医療機関が入所・入院時に必要としている身元保証人等の役割（機能）を包括的ではなく、以下のとおり分けて考えます。

- ① サービス等利用契約、ケアプラン・支援計画・診療計画の同意
- ② 利用料や医療費の支払い等金銭管理
- ③ 必要物品の購入に関する事実行為
- ④ 医療機関の受診同行、入院時の手続き、医療同意の支援
- ⑤ 居室等の明け渡しや退所・退院支援
- ⑥ 遺体・遺品の引き取り、葬儀・納骨等の死後事務

実態調査では身元保証人等に「緊急連絡先」の役割を期待されていますが、上記役割（機能）を相談したり、連絡したりするためであることから、「緊急連絡先」としての役割（機能）はそれぞれに含むことで整理します。

また、④に「医療同意」を含んでいますが、ここで申し上げるまでもなく、医療行為の同意権については、本人の一身専属権であり、そもそも身元保証人や成年後見人等を含む第三者に同意する権限はありません。役割（機能）に記載した「医療同意」とは、あくまでも本人の意思による医療行為の同意をいかにサポートするのかに焦点を当てていますので、「医療同意の支援」としてしています。

(2) 意思決定と行為の整理

本ガイドラインの中核的な考え方に、「意思決定支援（※1）」があります。判断能力が不十分な人であっても、本人には意思があり、意思決定能力があるということを前提に、支援者は本人の意思決定支援を尽くす必要があります。つまり、①～⑥の役割（機能）について、本人に代わり「意思決定すること」と、本人が意思決定したことを「行うこと」（行為）は意識的に整理しておく必要があります。本ガイドラインで整理する役割（機能）は、あくまでも后者であり、「意思決定すること（代行決定）」することを役割分担するものではありません。

(※1) 意思決定支援については、各種ガイドラインが参考になります。

- ・厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成 29 年）
- ・厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成 30 年）
- ・厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成 30 年）
- ・意思決定支援 WG「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和 2 年）

(3) 具体的な対応

本人の判断能力の状態や成年後見制度の利用の有無を踏まえて、「本人の判断能力が十分な場合」、「本人の判断能力が不十分で後見人（※2）がいる場合」、「本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合」に分けて、具体的な対応を記します。

なお、いずれの役割（機能）についても、本人の判断能力の程度に関わらず、まずは本人が理解できるように分かりやすく説明することが必要になります。

(※2)「後見人」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人を指します。任意後見契約を締結しただけの任意後見受任者は含みません。なお、「後見」ではなく、「保佐」「補助」「任意後見」は、どの権限（代理権・同意権）があるのかを確認する必要があります。保佐人、補助人の権限については、登記事項証明書で確認することができます。

① サービス等利用契約、ケアプラン・支援計画・診療計画の同意

介護保険サービス・障害福祉サービスの利用、施設入所、医療機関入院などの契約、介護保険におけるケアマネジャーが作成するケアプラン（居宅サービス計画書）、障害福祉サービスにおける相談支援専門員が作成するサービス等利用計画書、それに基づきサービスごとに作成する個別支援計画書、そして入院時に診療方針を定めた診療計画書の同意について、

本人の判断能力が十分な場合	
	本人が契約及び同意をします。
本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合	
	後見人が本人の意思を確認の上、契約及び同意をします。
本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合	
	本人が理解できるように分かりやすく説明するとともに、いきいき支援センターや障害者基幹相談支援センター、行政も含めた支援者や知人・友人などに、本人の了解のもと同席してもらい、チームで内容を確認します。 また、本人の判断能力を評価した上で、成年後見制度の利用を検討します。

② 利用料や医療費の支払い等金銭管理

本人の判断能力が十分な場合	
	本人が自分で金銭管理します。ただし、本人が金銭管理をするために、何らかの支援が必要な場合があります。金融機関への同行、出金した現金の保管・前払いなど、支援者は可能な範囲で協力することが求められます。
本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合	
	後見人が支払い等の金銭管理を行います。つまり、後見人が本人に説明した上で、本人の預貯金から支払いを代行することになります。ただし、頻回な対応などが求められる場合は、支援者と話し合っ役割分担する必要もあります。
本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合	
	いきいき支援センターや障害者基幹相談支援センター、行政を含めた支援者で協議する必要があります。直近の対応を検討するとともに、本人の判断能力を評価した上で、成年後見制度や日常生活自立支援事業（金銭管理サービス）の利用を検討します。また、本人が生活保護受給者の場合は、区役所保護係の担当者と相談します。

③ 必要物品の購入に関する事実行為

入所・入院中における本人にとって必要な物品の購入を行うものです。施設・医療機関としては、衣類、タオル、口腔ケア用品、洗面用具などの日用品について（通信販売などの活用、外部業者を含めたリースの環境も含めて調整）

本人の判断能力が十分な場合	
	本人が頼むことのできる人（知人・友人・地域支えあい事業など）や民間の生活支援サービス（介護保険外サービスなど）との契約で対応します。
本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合	
	事実行為は後見人の業務外になります（後見人が必要物品を買って持って行くことは、基本的には行いません）。ただし、それを手配することは後見人の業務に含まれるため、後見人に相談し、対応を協議します。
本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合	
	本人が頼むことのできる人（知人・友人・地域支えあい事業など）で対応します。ただし、民間の生活支援サービス（介護保険外サービスなど）で対応する場合は、契約が必要になりますので、本人の判断能力を評価した上で、本人が理解できるようであれば、契約で対応します。

④ 医療機関の受診同行、入院時の手続き、医療同意の支援

施設入所中の訪問診療外の専門医の受診同行（事実行為）や本人の体調が急変した場合における入院時の手続き、手術等の医療同意の対応です。まずは必要な場合を想定して、普段から本人の意思を確認しておくことが必要です。特に、延命治療や看取りに関することはあらかじめ本人から同意書をとっておくことが想定されます。その場合の意思決定支援は、支援者として尽くす必要があります。

本人の判断能力が十分な場合	
	<p>医療機関の受診同行は、本人の身体状況にもよりますが、本人が頼むことのできる人（知人・友人など）がいないかを確認します。また、民間の介護タクシーや生活支援サービス（介護保険外サービスなど）事業所と契約し、事業所に対応を依頼します。</p> <p>入院時の手続き（救急搬送など）や医療同意の支援については、あらかじめ確認した本人の意思に基づき対応することになります。担当する医師に伝え、対応を協議することになります。入所していた施設職員を含めて本人を知る支援者は、その協議に加わるとともに、疎遠であっても連絡のとれる親族がいれば連絡し、状況を伝えることは必要だと思われます。</p>
本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合	
	<p>医療機関の受診同行（事実行為）は、後見人の業務外になります。ただし、それを手配することは後見人の業務に含まれるため、後見人に相談し、対応を協議します。</p> <p>入院時の手続き（救急搬送など）や医療同意の支援については、あらかじめ確認した本人の意思に基づき対応することになります。担当する医師に伝え、対応を協議することになります。入所していた施設職員や後見人を含めて本人を知る支援者は、その協議に加わるとともに、疎遠であっても連絡のとれる親族がいれば連絡し、状況を伝えることは必要だと思われます。</p>
本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合	
	<p>医療機関の受診同行は、本人の身体状況にもよりますが、本人が頼むことのできる人（知人・友人など）がいないかを確認します。また、民間の介護タクシーや生活支援サービス（介護保険外サービスなど）事業所を利用するには契約が必要になりますので、本人の判断能力を評価した上で、本人が理解できるようであれば、事業所に対応を依頼します。</p> <p>入院時の手続き（救急搬送など）や医療同意の支援については、あらかじめ確認した本人の意思に基づき対応することになります。担当する医師に伝え、対応を協議することになります。入所していた施設職員を含めて本人を知る支援者は、その協議に加わるとともに、疎遠であっても連絡のとれる親族がいれば連絡し、状況を伝えることは必要だと思われます。</p>

⑤ 居室等の明け渡しや退所・退院支援

本人の判断能力が十分な場合	
	入所・入院前に支援していた支援者と連絡をとり、本人の意向を確認しながら退所・退院後の生活をイメージし、適切な退所・退院先について相談します。
本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合	
	後見人、入所・入院前に支援していた支援者と連絡をとり、本人の意向を確認しながら退所・退院後の生活をイメージし、適切な退所・退院先について相談します。
本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合	
	退所・退院に向けた準備をする段階から、本人の判断能力を評価した上で、いきいき支援センターや障害者基幹相談支援センター、行政を含めた支援者で協議し、成年後見制度の利用につなげます。

⑥ 遺体・遺品の引き取り、葬儀・納骨等の死後事務

本人が亡くなる前に、あらかじめ葬儀や納骨、家財の処分などの死後事務について決めておく方法として死後事務委任契約、遺言があります。本人の意思を尊重し、それを実現する人を決めておくことで、本人の今の生活を安心したものにできるのではないのでしょうか。ただし、契約する能力、遺言を作成する能力が必要であるため、これを取り組むタイミングは注意が必要です。

なお、親族等がない場合の遺体の引き取り、葬儀等については、墓地埋葬法（※3）により行政が行うこととなります。区役所総務課にあらかじめ相談することが必要です。また、生活保護受給者については、区役所保護係にあらかじめ相談します。

本人の判断能力が十分な場合	
	前述の死後事務委任契約の締結、遺言を作成することができます。なお、低所得の方については、「あんしんエンディングサポート事業（※4）」の活用も検討します。
本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合	
	後見人に事前に相談し、対応を協議します。相続人を含む親族が存在すれば、親族に死後事務を依頼することになります。なお、「後見」類型については、家庭裁判所の許可のもと、後見人が一部の死後事務を行うことができます。
本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合	
	親族が存在すれば、事前に連絡します。親族が不在、また不明な場合は、区役所総務課、生活保護受給者は区役所保護係に事前に相談するといいでしょう。

(※3) 墓地埋葬法（墓地、埋葬等に関する法律）第9条には、「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」となっています。

(※4) 名古屋市あんしんエンディングサポート事業とは、あらかじめ預託金をお預かりし、利用者が亡くなったときに、葬儀・納骨及び家財処分、行政官公庁等への届出などを行う事業です。名古屋市からの委託により、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施しています（令和4年10月事業開始）。市内に居住する65歳以上でひとり暮らしの方、明確な契約能力を有する方、市民税非課税でかつ預貯金が一定額以下の方などの諸条件があります。なお、亡くなった後の支援だけでなく、生前の見守り・安否確認も行います。

3 本人を中心としたチームによる「私の気持ち応援シート」の活用

(1) 「私の気持ち応援シート」の目的

以下のケースをイメージしてみてください。

認知症高齢者の方が救急搬送されました。この方は身寄りのない方で、これまで介護保険サービスを利用しながら自宅で生活していました。この方には身元保証人になれる人（団体）も不在で、成年後見制度の利用もしていませんでした。

その後、病状も安定してきましたが、自宅での生活は困難であることから施設入所を目指しましたが、施設からは身元保証人が不在であれば入所できないと断られてしまいました。

ケアマネジャーはじめ在宅生活を支えてきた支援者として、在宅生活の間に支援できることがあったのではないのでしょうか。

こうしたケースの場合、在宅生活の間にどんな支援ができたのでしょうか。ガイドラインはその一助になればと思い、考えられる“備え”を整理しました。ただし、このガイドラインを踏まえた支援を実践するためには、一人の支援者のみで行うことは不可能です。そこで、本人も含めたチームで支援していくことが求められます。チームで実践するためのツールとして、「私の気持ち応援シート」を示します。

身寄りのない人などが施設入所や医療機関入院となった際に必要とされる役割について、その役割を本人以外の者が対応することを事前に想定しておくことを目的としたシートです。事前に役割分担を想定しておくことで、身元保証人等が不在でも、施設や医療機関が安心して支援ができることを目指しています。また、本人にとっては、入所・入院時をイメージして、事前に“備える”行動を促進することも目的にしています。

(2) 「私の気持ち応援シート」の活用

① 私の気持ち応援シートの活用時期

身寄りのない本人が在宅生活している間に、要支援・要介護など何らかの支援が必要な状態となり、相談支援機関（いきいき支援センター、居宅介護支援事業所、障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、行政など）が関わる時から「私の気持ち応援シート」の活用を検討することとなります。

なお、「私の気持ち応援シート」が活用されないまま、施設入所や医療機関への入院となった場合も、入所・入院後から二次的にシートを活用することも想定されます。

② 私の気持ち応援シートの作成方法

「私の気持ち応援シート」作成の呼びかけは、相談支援機関を想定しています。まずは、本人のアセスメントの一環で、本人に記入してもらうなどの方法で現状を把握した上で、本人を含めてその他支援者で協議しながら役割項目ごとに支援方法や担当者を記入し、見える化します。

現時点の支援方法のほか、今後、取り組む準備についても記入しておき、本人の“備え”についての意識づけも行います。

シートの内容は定期的に見直すことが望ましく、介護保険であれば更新時期にあるサービス担当者会議の機会を活用するなど、見直し時期をあらかじめ定めておくといでしょう。

最終的に作成されたシートは、本人署名の上、本人、支援者全員がコピーを共有し、万一（入所・入院時など）の際に備えて各自保管します。

シート作成時は、本人の判断能力に問題ない場合を想定しており、判断能力に不安がある場合は、成年後見制度の活用も検討する必要があります。

③ 私の気持ち応援シートの留意点

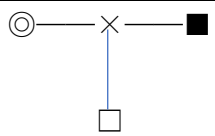
本シートは、支援を見える化することであり、役割を押し付け合うものではありません。チーム支援を原則としており、負担が偏らないよう支援者は意識する必要があります。

あくまでも主役は本人であり、本人の意思、タイミング、ペースで作成する必要があります。

なお、本シートは事前の準備であり、実際に施設入所や医療機関入院時に、その施設、その医療機関によって対応が変更されることや本人の気持ちの変化もあり得ます。本シートを本人、施設・医療機関と共有し、改めて支援方法などを協議することが必要な場合もあります。

(3) 「私の気持ち応援シート」の活用事例

① 事例検討

事例テーマ	知人のサポートを受けながら生活してきた身寄りのない（親族とは疎遠）Aさんへの継続的なチーム支援に向けて
本人の状況	<p>Aさん、77歳、女性、国民厚生年金15万円/月、預貯金1,000万円</p> <p>要介護度：なし→要介護1→要介護2</p> <p>親族状況  ・本人はK区でひとり暮らし ・本人きょうだいは2人いるが疎遠（支援拒否） ・息子は近隣市に在住している様子（支援拒否）</p>
事例概要 経過	<p>本人は、結婚し1人息子を出産した2年後、自宅を出て離婚した（原因は不明）。息子は夫の実家で育てることになった。その後、本人は職を転々とし、学生時代に学んだ洋裁の仕事に就き、アパートでひとり暮らしをしていた。その仕事で知り合った本人より10歳若い友人Bさんと仲良くなり、アパートの保証人になるなど、本人が困れば何かとサポートしてくれていた。</p> <p>その後、本人（77歳）は腰椎圧迫骨折で、友人Bさんのサポートの負担が大きくなってきたことで、Bさんは、いきいき支援センターに相談した。軽度の認知症もみられたが、要介護認定申請の結果、「要介護1」となり、居宅介護支援事業所Cケアマネが担当することとなった。Cケアマネは本人の意向を確認し、金銭管理はこれまでどおり友人Bさんがサポート（キャッシュカードを預かり出金し、本人に現金を渡す）し、訪問介護、通所介護、配食サービスを利用することとなった。支援シート①</p> <p>その後、Bさんが体調を崩し、癌で入院することとなった。これまでどおりサポートすることが困難となり、短期記憶も低下してきた本人自身が金銭管理することは困難と思われ、本人の意思を確認し、Cケアマネは日常生活自立支援事業の利用につないだ。支援シート②</p> <p>そんなある日、本人は、自宅で転倒していたところをヘルパーに発見され、救急搬送された。大腿骨頸部骨折であった。手術し、回復期リハビリ病院に転院したが、入院期間も長くなり、認知症状も悪化、リハビリの成果も良くなく、これまでどおり自宅での生活は困難ではないかとCケアマネ、MSWは判断した。要介護認定区分変更の結果、「要介護2」となった。本人の意思を確認し、認知症対応型グループホームへの入所を決めるとともに、市長申立てで法定後見の利用を決めた。支援シート③</p> <p>成年後見人が支援する中、グループホームでの生活を続けていたが、ある日、発熱が続き、訪問診療の医師が診たところ誤嚥性肺炎が疑われたため、救急搬送した。一時的に回復したものの、食事を経口で十分に摂れる状態にはならず、延命治療の方針検討が必要となった。かねてから本人の延命治療を望んでいない意思を確認していたことから、経口摂取できるまでケアする方針を関係者で確認、グループホームに入居し、最期看取ることとなった。本人が逝去したことを息子に連絡し、残余財産を息子に引継ぎ、後見業務は終了した。</p>

② 私の気持ち応援シートの活用例

紹介した事例の経過を踏まえて、3つの場面ごとに（支援シート①～③）本人を含めた支援者が対応を協議し、「私の気持ち応援シート」にまとめ、本人の同意を得ました。このように本人の状況の変化に応じて、シートを更新し、支援者間で共有することで、身元保証人等が不在であっても、本人にとって適切なケア・医療が提供されることが期待できます。

私の気持ち応援シート①【記入例】

私の気持ち応援シート【記入例①】

あなたの万が一に備えて、必要と思われる支援内容に応じ、支援者とともに担うことを想定するためのシートです（身元保証人等に求められる役割を分けて整理しています）。あなたを含めた支援者のチームで協議した上で作成し、支援者と共有してください。

私の困り事	支援内容	支援方法・担当者など	今後の準備
① 福祉に関するサービス等の利用手続き	各利用契約、介護・福祉サービス、診療計画の説明を聞き、本人の意思に基づき署名を行います。	基本的には本人Aが同意します。 友人Bさんはサポートします。 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（友人Bさん）	
② 料金の支払いやお金の管理	本人の預貯金等から利用料や医療費の支払いを行います。	本人Aの意思に基づいて友人Bさんがサポートします。 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（友人Bさん）	将来的には、日常生活自立支援事業の利用を検討します。
③ 施設や病院で必要な物品の準備	施設入所・病院入院中の際に必要な物品の購入に協力します。	友人Bさんがサポートします。 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（友人Bさん）	
④ 病院受診や入院・手術等するときの手続き	医療機関への受診が必要になった場合の同行、入院等の手続き、本人の医療同意に協力します。	友人Bさんができる範囲でサポートします。 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（友人Bさん）	今後、万一の終末期に備えて延命治療について考えていきます。 エンディングノート: あり・なし
⑤ 退所や退院の手続き	施設・病院の居室の明け渡しや退所・退院先の確保に協力します。	友人Bさんができる範囲でサポートします。 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（友人Bさん）	
⑥ 亡くなった後の手続き	万一亡くなられた際の遺体・遺品の引き取り、葬儀・納骨等のための連絡調整などに協力します。	今後、検討します。本人Aは、息子さんに負担をかけたくないと思っています。 連絡先:	今後、死後事務委任契約、公正証書遺言の作成を検討します。
確認・共有事項（私の想いなど）	本人Aは、友人Bさんの負担にならない範囲で手伝ってほしいと思っています。 友人Bさんの負担になるようであれば、別的手段を検討します。		

入所・入院時など必要に応じて、関係機関に本シートが情報提供されることに同意します。

作成年月日 2022年 5月 1日（次回見直し時期：1年後） 本人署名 ○ ○ ○ ○

私の気持ち応援シート②【記入例】

私の気持ち応援シート【記入例②】

あなたの万が一に備えて、必要と思われる支援内容に応じ、支援者とともに担うことを想定するためのシートです（身元保証人等に求められる役割を分けて整理しています）。あなたを含めた支援者のチームで協議した上で作成し、支援者と共有してください。

私の困り事	支援内容	支援方法・担当者など	今後の準備
① 福祉に関するサービス等の利用手続き	各利用契約、介護・福祉サービス、診療計画の説明を聞き、本人の意思に基づき署名を行います。	基本的には本人Aが同意します。 本人Aに分かりやすく説明します。 連絡先:	
② 料金の支払いやお金の管理	本人の預貯金等から利用料や医療費の支払いを行います。	権利擁護センター北部事務所 担当：〇〇さん 〇〇訪問介護サービス事業所 担当：〇〇さん 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（権利擁護C）	将来的には、法定後見の利用を検討します。
③ 施設や病院で必要な物品の準備	施設入所・病院入院中の際に必要な物品の購入に協力します。	〇〇訪問介護サービス事業所 担当：〇〇さん （自費サービスを利用します） 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（訪問介護S）	
④ 病院受診や入院・手術等するときの手続き	医療機関への受診が必要になった場合の同行、入院等の手続き、本人の医療同意に協力します。	受診同行：〇〇訪問介護サービス事業所 エンディングノートを参考に支援者で検討します。 連絡先:	エンディングノート：あり・なし
⑤ 退所や退院の手続き	施設・病院の居室の明け渡しや退所・退院先の確保に協力します。	できる範囲で、Cケアマネがサポートします。 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（Cケアマネ）	
⑥ 亡くなった後の手続き	万一亡くなられた際の遺体・遺品の引き取り、葬儀・納骨等のための連絡調整などに協力します。	死後事務委任契約あり（葬儀・納骨） 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（死後事務執行者）	
確認・共有事項（私の想いなど）	本人Aは、息子さんやきょうだいに負担をかけたくないと思っています。 やむを得ない状況になった場合に備えて、きょうだいの連絡先をCケアマネに伝えておきます。		

入所・入院時など必要に応じて、関係機関に本シートが情報提供されることに同意します。

作成年月日 2022年 11月 1日（次回見直し時期：2023年5月1日） 本人署名 ○ ○ ○ ○

私の気持ち応援シート③【記入例】

私の気持ち応援シート【記入例③】

あなたの万が一に備えて、必要と思われる支援内容に応じ、支援者とともに担うことを想定するためのシートです（身元保証人等に求められる役割を分けて整理しています）。あなたを含めた支援者のチームで協議した上で作成し、支援者と共有してください。

私の困り事	支援内容	支援方法・担当者など	今後の準備
① 福祉に関するサービス等の利用手続き	各利用契約、介護・福祉サービス、診療計画の説明を聞き、本人の意思に基づき署名を行います。	本人Aに説明した上で、成年後見人Dが同意します。 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（成年後見人D）	
② 料金の支払いやお金の管理	本人の預貯金等から利用料や医療費の支払いを行います。	成年後見人D 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（成年後見人D）	
③ 施設や病院で必要な物品の準備	施設入所・病院入院中の際に必要な物品の購入に協力します。	グループホームの通信販売を利用します。 入院時は〇〇訪問介護サービス事業所（自費） 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（グループホーム）	
④ 病院受診や入院・手術等するときの手続き	医療機関への受診が必要になった場合の同行、入院等の手続き、本人の医療同意に協力します。	受診同行：〇〇訪問介護サービス事業所（自費） 入院手続き：成年後見人D 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（成年後見人D）	万が一に備えて、息子さん、きょうだいと連絡がとれるようにします。 エンディングノート：あり・なし
⑤ 退所や退院の手続き	施設・病院の居室の明け渡しや退所・退院先の確保に協力します。	成年後見人D 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇（成年後見人D）	
⑥ 亡くなった後の手続き	万一亡くなられた際の遺体・遺品の引き取り、葬儀・納骨等のための連絡調整などに協力します。	死後事務委任契約あり（葬儀・納骨） 遺族への連絡は、成年後見人Dが行います。 連絡先:	万が一に備えて、息子さん、きょうだいと連絡がとれるようにします。
確認・共有事項（私の想いなど）	本人Aは、息子さんやきょうだいに負担をかけたくないと思っています。 やむを得ない状況になった場合に備えて、きょうだいの連絡先を成年後見人Dに伝えておきます。		

入所・入院時など必要に応じて、関係機関に本シートが情報提供されることに同意します。

作成年月日 2023年 3月 1日（次回見直し時期：2024年3月1日） 本人署名 ○ ○ ○ ○

4 身元保証団体を利用する際の留意点

身元保証団体は、本人が契約して利用することになるため、適切な契約ができるよう、助言や支援を行う必要があります。

厚生労働省では、高齢者等が安心して身元保証団体を利用できるよう、当該事業についての説明と、利用する団体及びサービスを検討する際のポイントを示した資料（以下、「ポイント集」という。）として、『「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ』を発行しているため、身元保証団体との契約に関する相談を受けた場合は、ポイント集を活用し、適切な助言や支援を行います。

※ ポイント集は、資料編に掲載しています。

※ ポイント集より抜粋

<要望の整理>

- (ア) 自分が何をしてほしいか明確にする
(生活支援・身元保証・死後事務、その内容)

<支払い能力の見極め>

- (イ) 利用のたびにお金がかかるサービス、月ごとの手数料がかかるサービスの場合、使う可能性がある期間（例えば平均余命）を想定して総額を計算してみる。
- (ウ) 自分の資産状況と照らし合わせて、支払えるかどうかを検討する。

<サービス内容の確認>

- (エ) 自分がしてほしいこと、期待することを明確にして事業者に伝える。
- (オ) 事業者ができないことは何か確認し、納得した上で書面に残す。
- (カ) また、契約書（案）の内容は変更することができる場合もあるので、積極的に希望を出す。

<今後のことを考えて>

- (キ) 自分の認知能力・身体能力が衰えた時にも適切なサポートが受けられるよう、誰と何の契約をしているかについて書面に残し、緊急連絡先等と共に関わりやすいところに保管する。
- (ク) 契約の内容を変更したり、解約したりする場合の手続きを文書で説明してもらい、確認する。

また、日本弁護士連合会は、市区町村高齢者福祉担当課・地域包括支援センター向けに、「身元保証等の高齢者サポート契約をめぐるトラブルに注意」と題したリーフレットを発行しています。

このリーフレットは、身元保証団体との契約におけるトラブルになりやすい項目をチェックリストとして掲載しているため、ポイント集と併せて、身元保証団体を紹介する際の参考になります。

※ リーフレットは、資料編に掲載しています。

※「身元保証等の高齢者サポート契約をめぐるトラブルに注意」より抜粋

＜チェックリスト＞

- 1 ご本人が契約の内容を理解できていない
(認知症等の症状がある場合は特に注意)
- 2 後見制度利用の予定がある
- 3 遺言作成、後見申立、医療同意ができるとうたっている
- 4 必要のないサービスがセットでないと契約ができない
- 5 入会金・事務手数料の名目で高額を支払を求められている
- 6 サービス内容と利用料の関係がわかりにくい
- 7 契約を途中で解約できることの定めがない
- 8 契約が終了したときの返金について定められていない
- 9 預けたお金の保管方法、用途や残金の報告義務が定められていない
- 10 苦情申し出窓口が設けられていない

5 本人のための権利擁護支援に向けて

成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）第12条第1項に基づき、成年後見制度利用促進基本計画が策定されています。その第二期計画では令和4（2022）年度から8（2026）年度までの5年間の期間で、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」がより強調されています。

当たり前に本人が本人らしく生活し続けられる権利を擁護する地域となるために、「意思決定支援」と「権利侵害の回復支援」をチームで対応する意識が高まるとともに、本人を支えるチームによる実践を通じて、不足する社会資源や仕組みを生み出す視点を持つことの大切さが本ガイドラインをきっかけに、広がっていくことも期待します。

そのチームには、ケア・医療の専門職だけでなく、地域の支えあいの観点も必要です。本市では、平成22（2010）年から市民後見人（※5）の養成・支援・監督にも取り組んでいますが、こうした「市民参加による権利擁護支援」の輪も広がるよう、関係機関とともに取り組んでいきます。

こういったチーム対応の考え方や視点は、今後、増加すると想定されている自宅で最期を迎える場合にも有効に活用できると考えられます。

（※5）市民後見人は、家庭裁判所から後見人等として選任された親族以外の第三者の市民であり、本市では、地域福祉の観点からボランティアで市民後見人を養成・支援・監督しています。本人に寄り添った権利擁護の活動として注目されています。

資料編

1 関連制度等

(1) 成年後見制度及び日常生活自立支援事業について

判断能力が低下した人を支援する制度・事業の代表的なものが、成年後見制度と日常生活自立支援事業になります。概要は別表のとおりです。本人の意思、生活課題、判断能力などにより、適切な制度・事業の利用につなぐ必要がありますので、下記の各センターに相談しましょう。

<成年後見制度・日常生活自立支援事業に関する問合せ先：名古屋市内>

センター名	住所	電話番号	
名古屋市成年後見あんしんセンター	北区清水 4-17-1 名古屋市総合社会福祉会館 5階	052-856-3939	
名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター	南部事務所 (中村区、中区、熱田区、中川区、港区)	熱田区千代田町 20-26 知的障害者センターサンハート	052-678-3030
	北部事務所 (東区、北区、西区、守山区)	北区清水 4-17-1 名古屋市総合社会福祉会館 5階	052-919-7584
	東部事務所 (千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区)	天白区原 1-301 原ターミナルビル 3階	052-803-6100

令和5年3月現在

	成年後見制度		日常生活自立支援事業
	法定後見制度	任意後見制度	
概要	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の、財産管理や身上保護等を成年後見人等が行うことで、本人の意思を尊重し、法律面や生活面で支援する。	十分な判断能力がある人が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理や身上保護等について代理権を与える契約を公正証書によって締結する。	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう支援する。
法的根拠	民法、家事事件手続法等	任意後見契約に関する法律	社会福祉法、厚生労働省通知等
対象者	判断能力が欠けているのが通常の状態の人＝後見 判断能力が著しく不十分な人＝保佐 判断能力が不十分な人＝補助	判断能力が十分な人	知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が不十分な人(契約ができる程度) ※手帳等の保持者に限らない
支援者	成年後見人・保佐人・補助人 (必要に応じ監督人を選任) ※複数可	任意後見人(申立てにより任意後見監督人が選任されると権限が与えられる)	名古屋市社会福祉協議会(障害者・高齢者権利擁護センター)職員
手続	家庭裁判所に申立て (本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長等) ※本人の同意 後見・保佐＝不要 補助＝必要 家庭裁判所による後見人等の選任	公証役場にて本人と任意後見受任者が任意後見契約を締結 本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て(本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者)	障害者・高齢者権利擁護センターに相談・申込み (本人、関係者・機関、家族等) 本人と社会福祉協議会との契約
意思能力の確認・審査・診断等	医師の鑑定書・診断書、本人情報シートを家庭裁判所に提出	医師の診断書を家庭裁判所に提出	契約の能力・意思・サービスの必要性について月1回サービス調整会議で審査・確認
契約の解除・取下げ	いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可がないと取下げできない。 成年後見人等が選任されてからは、本人の判断能力が回復しない限り、本人が死亡するまで責任を負う。	本人の意思によって契約を解除する場合は、公証人の認証が必要。 変更する場合は、公正証書による。	本人の意思によって契約を終了することができる。
支援方法	○財産管理に関する法律行為 ○身上保護に関する法律行為 ◆代理権 後見…財産に関するすべての法律行為 補助・保佐…申立ての範囲内で与えられた法律行為 ◆同意権・取消権 後見…日常生活に関する行為以外の行為 保佐…民法13条第1項に定める所定の行為 補助…家裁が定める「特定の法律行為」	○任意後見契約で締結している事務 ◆代理権 任意後見人が、任意後見契約で定められた事務の一部又は全部について、代理権を行使して事務を行う。 ◆同意権・取消権はない。 ※本人の意思を尊重するため、任意後見は法定後見に優先する。	○金銭管理サービス ・預貯金通帳の出入金 ・公共料金・福祉サービス利用料等の支払い ○財産保全サービス ・通帳・証書など重要な書類の保管 ○福祉サービスの利用援助 ○相談事業 ・生活相談 ・法律相談(要予約)
費用	○申立費用(申立人負担) 登記手数料、鑑定費用 等 ○成年後見人等、監督人に対する報酬費用(本人の財産から負担) ※金額は家庭裁判所が決定 ○後見の事務に関する費用(本人の財産から負担)	○公正証書作成費用 手数料、印紙代等 ○任意後見人等への報酬 ※金額は契約の内容により決定	○金銭管理サービス 1回1,000円 ○財産保全サービス 月額250円
費用の減免又は助成	成年後見制度利用支援事業による助成	なし	生活保護受給者は無料

(2) 備えの取り組み

① 任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、認知症などにより判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書によって結んでおくものです。なお、任意後見契約は、本人の判断能力が低下し、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて効力が生じます。

＜任意後見制度に関する問合せ先：名古屋市内＞

公証役場	住所	電話番号
葵町公証役場	東区代官町 35-16 第一富士ビル 3 階	052-931-0353
熱田公証役場	熱田区神宮 4-7-27 宝ビル 18 号館 2 階	052-682-5973
名古屋駅前公証役場	中村区名駅南 1-17-29 広小路 ES ビル 7 階	052-551-9737

② 死後事務委任契約

本人が亡くなった後の葬儀・納骨に関すること、家賃・医療費の支払いなどの債務の支払い、行政官庁等の各種届け、残存家財処分を行うことなどをあらかじめ本人が第三者に依頼する契約を結びます。

(3) 医療同意に関する基本的な考え方

医療同意については、前述のとおり、本人の意思決定が基本となります。また、その決定には、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要になります。なお、本人の判断能力が不十分な場合にあっても適切な医療を受けることができるよう、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（2018年3月改訂、厚生労働省）では、

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的な評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。と整理しています。

(4) 介護施設・医療機関等における身元保証人等の取り扱いについて

厚生労働省は、介護施設、医療機関において、身元保証人等がないことのみを理由として入所・入院を拒否することは、各施設の基準省令や医師法に抵触するとしています。

介護施設等における身元保証人等の取扱について

介護施設等に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

【「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」（令和4年3月）資料より】


身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて

医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する。

【厚生労働省（平成30年4月27日、医政医発0427第2号）通知より】

2 「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ（契約を検討する際のポイント集・消費者庁作成）

「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ



- 日々の暮らしの中でちょっとした手伝いをしてほしい
- 入院や施設入所で「保証人が必要」と言われて困っている
- 自分が亡くなった後の葬儀・遺品整理が不安

このような思いをお持ちの方を支援する「高齢者サポートサービス」を提供する事業者があります。内容や契約方法、料金等は様々であり、利用にあたってトラブルにならないよう、事前によく確認することが重要です。


このパンフレットでは、サービスの利用を考えている方向けに、事業者やサービス内容を選ぶ上で注意すべきポイントをお伝えします。

1

高齢者サポートサービスとは？

- ◆ お一人暮らしの高齢者、お子さんがいらっしゃらなかったり、遠くにお住いの高齢者の方は、医療機関への入院・介護施設等への入居の際の身元保証人（身元引受人）の手配や、亡くなった後の葬儀の手配や遺品整理について不安を抱えることが多くあります。
- ◆ そのほかにも、日々の見守りなどごまごまとしたことをしてくれたり、気軽に相談に乗ってくれたりする人を必要とすることがあります。
- ◆ こういった要望に添えて、有償でこれらの不安にこたえるサービスが「高齢者サポートサービス」です。具体的には、以下のようなサービスが含まれます。
※常に以下の3つ全てが提供されるわけではなく、事業者によってサービスの組み合わせが異なるのでご注意ください。

① 日常生活支援サービス




親族に急な連絡をしたい、お買い物の手伝いをして欲しい

(サービス内容)

緊急時の親族への連絡や、買い物の手伝いなどを行います

② 身元保証サービス




病院や施設に入りたいが、「保証人が必要」と言われてしまった

(サービス内容)

医療機関や介護施設等に入る際の費用の支払いを保証します

③ 死後事務サービス



自分がもし死んだら、部屋の退去や病院の支払いはどうしたら良いのだろう・・・

(サービス内容)

遺体の確認・引き取り、住んでいた部屋の原状回復などをします

2

高齢者サポートサービスを契約する前に… 「身元保証」や「死後事務」にまつわる基礎知識

(身元保証に関する基礎知識)

- ◆ 身元保証サービスは、入院や介護施設への入所の際に、お金の心配がある方のために、支払を一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になったりしてくれるサービスです。
- ◆ その際に支払いを一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になってくれる人を身元保証人と言います。
- ◆ 基本的に身元保証人がいなくても入院や介護施設等への入居は可能です。

(死後事務に関する基礎知識)

- ◆ 死後事務サービスとは、家族・親族など身寄りがいない方が亡くなった後に、葬儀や入院・入所費用の支払いなどの事務手続きを代行してもらおうことができるサービスです。
- ◆ 高齢者サポートサービスの提供事業者以外にも、地域によっては自治体や社会福祉協議会、あるいは弁護士・司法書士が死後事務の支援を提供している場合もあります。

(もしもの時に直面しがちなこと)

- ・ 入院にあたって病院から身元保証人（身元引受人）を求められた
- ・ 自分に何かあった時に親族に連絡できない

お悩みごとを抱えて誰に相談したら良いかわからない時は、すぐに契約するのではなく、本当に高齢者サポートサービスが必要かどうかをきめ、まずは地域包括支援センターに相談しましょう。

3

高齢者サポートサービス利用の基本の手続きと起こりがちな悩み・トラブル

- ◆ 「高齢者サポートサービス」を利用する際は、以下の手続きが基本となりますが、次のような悩み・トラブルが起こる場合があることに注意が必要です。

事業者・サービス内容の検討


契約手続き

サービス利用


契約の終了/解約

- 💡 「高齢者サポートサービス」について、どこに相談したらよいか分からない
- 💡 サービスごとの料金の違いや体系、支払うことになる総額がよく分からず、迷う
- 💡 サービス利用にかかる手続き（経済状況を明らかにする、遺言を書くなど）に納得がいかず、不満を感じる
- 💡 サービス利用の際に思ったようなサービスではないと不満を感じる
- 💡 サービス利用中に家族や第三者（地域包括支援センター、金融機関等）からサービスの内容等について聞かれても説明できず、不安になる
- 💡 サービス中止にかかる手続きがわからない・返金額に納得がいかない
- 💡 死亡により契約が満了して初めてサービスの契約を知り、家族がびっくりする


(悩みやトラブルの例)



手術を受けたいけれど、もう保証人を頼める人がいない



入院した時に保証人を契約したけれど、料金が低い



急に迷惑をかけたくなくて契約したのに、騙されているかもしれないと怒られてしまった

4

高齢者サポートサービスを利用する時は
以下の点をよく確認しましょう！



- ◆ 事業者と話し合う前に、自分でも以下のような点をよく考えてみましょう。

※ 自ら情報を集め、判断し、意思決定することに不安がある場合は、意思決定を支援する仕組みも利用できます。詳しくはp8の相談先にご相談ください。

以下をチェック！

- ① 要望の整理 (p6へ)
 - 自分が何をしたいか明確にする。
(生活支援・身元保証・死後事務、その内容)
- ② 支払い能力の見極め (p6へ)
 - 利用のたびにお金がかかるサービス、月ごとの手数料がかかるサービスの場合、使う可能性がある期間(例えば平均余命)を想定して総額を計算してみる。
 - 自分の資産状況と照らし合わせて、支払えるかどうかを検討する。
- ③ サービス内容の確認 (p7へ)
 - 自分がしてほしいこと、期待することを明確にして事業者に伝える。
 - 事業者ができないことは何が確認し、納得した上で書面に残す。
 - また、契約書(案)の内容は変えることができる場合もあるため、積極的に希望を出す。
- ④ 今後のことを考えて (p7へ)
 - 自分の認知能力・身体能力が衰えた時にも適切なサポートが受けられるよう、誰と何の契約をしているかについて書面に残し、緊急連絡先等と共にわかりやすいところに保管する。
 - 契約の内容を変更したり、解約したりする場合の手続きを文書で説明してもらい、確認する。



不安がある時は公的な相談機関である「消費生活センター」などに相談しましょう。

ここでは、よくある相談事例を紹介しつつ、高齢者サポートサービスの利用を考えている方の主な不安と、チェックポイントを紹介します。

チェックポイント① 要望の整理

- ◆ 老後の不安は誰もが持っているものです。
- ◆ サービスを契約する前に、ご自身は何が心配なのか、何をサービスに期待するのかを考えてみましょう。

(相談事例)

Aさんはご高齢の夫婦2人暮らしです。子どもはおらず、知り合いも減ってきて、これからのことを考えると不安になりますが、頼りになる相手がいませんでした。そんな時、テレビで、会費を払えば困ったときに助けてくれる高齢者サポートサービスがあることを知りました。

夫婦2人で地域包括支援センターに相談し、話し合った結果、病院に入院したときの身元保証、死後の事務手続き、体調が悪くなったときの生活支援を利用したいと思い、高齢者サポートサービスの検討をはじめました。

チェックポイント② 支払い能力の見極め

- ◆ 高齢者サポートサービスには、利用するたびにお金がかかるものや、毎月一定額のお金がかかるものがあります。
- ◆ ご自身が何をどのくらい利用しそうか考えてみましょう。

(相談事例)

Bさんは1人暮らしです。少しの貯蓄と年金があり、暮らすには困っていませんでした。入院した時に保証人が必要と言われ、病院で情報提供を受けて高齢者サポートサービスを契約しました。

退院後にも継続できる契約だったので、続けるのかと聞かれて不安になり、消費生活センターに相談しました。事業者から改めて説明を聞き、自分の年金・貯蓄額を比べた結果、自分でも支払える金額だと納得し、契約を継続することになりました。

チェックポイント③ サービス内容の確認

- ◆ 高齢者サポートサービスの生活支援は、緊急時専用だったり、他と比べて割高になることがあります。
- ◆ ご自分が受けたサービスが利用できるか、具体的な例で確認しましょう。

(相談事例)

Cさんは1人暮らしです。元気ですが、歳を取るにつれて、誰かに手伝って欲しいと思うことが増えてきました。いざというときのことも心配です。

そんなとき、雑誌で高齢者サポートサービスを知りました。身元保証や死後の事務をサポートしてくれるのはありがたかったですが、自分の住む地域では日常生活支援のサービスを提供できないと回覧があったので、身元保証と死後事務のみの契約とし、日常生活支援のサービスは別の事業者を探してそちらを利用することにしました。

チェックポイント④ リスクへの備え

- ◆ もしものときは、せっかくの備えを自分で周りに伝えることができなくなることがあります。
- ◆ 契約しているサービスの内容や連絡先を、わかりやすいところに掲示しておくのも一つの手段です。

(相談事例)

Dさんのお父さんは、遠方で1人で暮らしています。先日、玄関で倒れているところを近所の方が見つけて入院しました。幸い、一命をとりとめました。Dさんは、この時初めてお父さんが高齢者サポートサービスを契約していることを知りました。Dさんは高齢者サポートサービスを知らなかつたので不安になり、お父さんと話し合いました。その結果、今度またいざという時に迅速に入院手続きを急め対応できるように、契約している高齢者サポートサービスの連絡先を冷蔵庫に貼り付けておくことにしました。

相談先のご紹介

- ◆ 保証人を求められた時など何か困った時には、自分だけで抱え込まず、お住まいの地域にある支援機関に相談しましょう。

<地域包括支援センター>

どこに相談すれば良いかわからない時は、まずはお住まいの地域の地域包括支援センターに相談してください。

<消費生活センター>

契約に関することで分からない時は、お住まいの地域のお近くの消費生活センターに相談してください。

3 身元保証等の高齢者サポート契約をめぐるトラブルに注意
(日本弁護士連合会作成)

市区町村高齢者福祉担当課・
地域包括支援センターの皆様へ

身元保証等の高齢者サポート契約 をめぐるトラブルに注意

その身元保証契約、本当に必要ですか？

高 齢者が、老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、グループホームに入居しようとするときや部屋を借りようとするとき、身元保証人等が必要であるとして、身元保証事業者と身元保証等の高齢者サポートサービスを契約するよう求められることがあります。

しかし、身元保証事業者との契約をめぐるのは、

- 高額な契約料を求められた
- 内容がよく分からずに契約してしまった
- 解約時にお金が返還されない

等のトラブルが多く発生し、注意が呼びかけられ、

市区町村等においては高齢者サポート事業に関する相談を適切に受けようように通知が寄せられています。

(厚生労働省老健局通知「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」
<https://mitte-x-img.istsw.jp/roushikyo/file/attachment/303362/betten3.pdf>)



身 元保証人等に求められる役割のうち、利用料等の支払・緊急時の対応・死後事務対応(荷物の片づけや部屋の明渡し)などは、**成年後見制度、ホームロイヤル契約、死後事務契約等**で対応できる場合があります。

そこで、相談対応にあたっては、**身元保証事業者との契約が本当に必要か、内容が適切かの検討を行うよう助言しましょう。**

事前に検討することにより、事業者とのトラブルを防止することができます。

チェックリストを裏面に記載しました

チェックリスト

**1つでも当てはまる場合には、
契約前に弁護士にご相談ください。**

市区町村等が高齢者サポート事業の利用に関する助言をするためのチェックリストを作成しました。トラブルになりやすい項目をリストにしておりますので、一つでも当てはまる場合は以下の相談先にご相談ください。



1	ご本人が契約の内容を理解できていない (認知症等の症状がある場合は特に注意) <small>※身元保証事業者との契約は高度な認知能力を必要とする契約であるとして、ご本人の意思無能力を理由に、契約締結を無効とした裁判例があります(京都地裁令和2年6月26日判決)。</small>	<input type="checkbox"/>
2	後見制度利用の予定がある	<input type="checkbox"/>
3	遺言作成、後見申立、医療同意ができるとうたっている <small>※身元保証事業者がこれらの行為を行う権限はありません。なお、有料での遺言作成指導は弁護士法違反になる可能性があります。</small>	<input type="checkbox"/>
4	必要のないサービスがセットでないと契約ができない <small>※本人の死後に財産を身元保証事業者に贈与する契約が、公序良俗に反し無効であるとした裁判例があります(名古屋高裁令和4年3月22日判決)。</small>	<input type="checkbox"/>
5	入会金・事務手数料の名目で高額を支払を求められている	<input type="checkbox"/>
6	サービス内容と利用料の関係がわかりにくい	<input type="checkbox"/>
7	契約を途中で解約できることの定めがない	<input type="checkbox"/>
8	契約が終了したときの返金について定められていない	<input type="checkbox"/>
9	預けたお金の保管方法、使途や残金の報告義務が定められていない	<input type="checkbox"/>
10	苦情申し出窓口が設けられていない	<input type="checkbox"/>

JFBA 日本弁護士連合会

各弁護士会・高齢者・障害者に関する法律相談窓口
https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/search/other/guardian.html

ご相談はお近くの弁護士会へ

4 身元保証人等に関する実態調査結果

(1) 調査票①【施設・医療機関】様式

令和3年度 名古屋市「身元保証人等に関する実態調査票①」【施設・医療機関】

介護・福祉施設、医療機関 管理者各位

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、名古屋市から運営の委託を受けた名古屋市成年後見あんしんセンター（中核機関）では、「名古屋市権利擁護協議会」において現在、身元保証に関する問題を検討しています。

今後、単身化、親族と疎遠などで身寄りのない方が増加することから、入院、施設入所、賃貸住宅入居時に求められることの多い身元保証人等の不在の問題は誰にでも起こり得ることです。身元保証人等が不在であっても、本人の権利が擁護され、本人らしい生活が実現できる仕組みづくりに向けて、現在の実態を把握するために、本調査を実施させていただくものです。

皆様におかれましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご回答にあたって

1. 本調査は、主に施設・医療機関へ入所・入院する際の手続きの状況や身元保証人等に求める役割等についての設問となっております。お手数をおかけしますが、管理者または利用者（患者）の入所・入院にあたっての手続き、入所・入院中の連絡調整を担当されている方にご回答いただきますようお願い申し上げます。
2. ご記入いただいた法人名・施設名・医療機関名等が公表されることはございません。調査結果を統計的に処理し、報告書に取りまとめ公表させていただきます。
3. ご記入が終わりましたら、令和4年1月7日（金）までに同封の返信用封筒でご返送ください。
4. 本調査の趣旨及び回答方法等に関するご質問は、下記までお問合せください。

【問合せ等連絡先】

名古屋市成年後見あんしんセンター（担当：中野、林） TEL 052-856-3939

設置：名古屋市、運営：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

<用語説明>

身元保証団体

有償で保証人代行のサービスを行う団体・会社（特定非営利活動法人、公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、株式会社、合同会社など）

意思決定能力

各種契約の締結や金銭管理などを自ら行う能力（本調査上の整理）

※本実態調査は、平成29年度老人保健事業推進費等補助金「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」の調査内容を参考に作成しています。

貴施設・医療機関連絡先等

施設名		施設 TEL	
施設住所	〒 ー 名古屋市 区		
記入代表者	(役職)	(記入者氏名)	
E-mail			

問1 貴施設・医療機関の基本属性についてご記入ください。(○をつけてください)

(1) 施設種別	1 介護老人福祉施設(特養) 2 介護老人保健施設 3 認知症対応型共同生活介護 4 養護老人ホーム 5 軽費老人ホーム 6 特定施設入居者生活介護 7 住宅型有料老人ホーム 8 介護療養型医療施設 9 介護医療院 10 医療機関(病床あり) 11 障害者共同生活援助 12 障害者入所施設 13 その他 ()
(2) 経営主体	1 都道府県・市町村 2 社会福祉法人 3 医療法人 4 特定非営利活動法人(NPO法人) 5 営利法人(株式会社、合同会社等) 6 その他 ()
(3) 入所・入院定員	() 人

問2 施設・医療機関への入所・入院時の契約手続きについてご回答ください。

(1) 貴施設・医療機関への入所・入院時に用いられている「契約書(申込書・同意書など)」において、本人の署名欄とは別に本人以外の署名を求めていますか。(○は一つ)
1 本人以外の署名を求めている → (2)(3)(4)へ 2 本人以外の署名は求めていない → (7)(8)へ
(2) 入所・入院「契約書(申込書・同意書など)」における本人以外の署名欄の名称をご回答ください。(複数回答可)＝以下、「身元保証人等」と記します
1 保証人 2 連帯保証人 3 身元保証人 4 身元引受人 5 立会人 6 親族(家族代表) 7 成年後見人等(保佐人・補助人含む) 8 その他 ()

(3) 身元保証人等に求める役割(機能)は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。なお、その中で最も重要だと考えられるものについては、最大2つまで◎をつけてください。

- 1 緊急連絡先 ※想定される緊急事態を以下にご記入ください ()
- 2 利用料・医療費の支払い
- 3 損害賠償等の債務の保証
- 4 居室等明け渡しや原状回復
- 5 退所・退院後の支援(次の受入れ先との調整など)
- 6 ケアプラン等支援計画書、診療計画書の同意
- 7 入所・入院中の必要物品の購入などの事実行為
- 8 救急搬送、訪問診療外の受診同行などの事実行為
- 9 手術・延命治療などの医療同意(医的侵襲性の高い)
- 10 予防接種などの医療同意(医的侵襲性の低い)
- 11 入所・入院中で身体拘束が必要になった場合の同意
- 12 本人死亡時の遺体・遺品の引き取り
- 13 葬儀・納骨などの手続き
- 14 その他の役割 ()
- 15 特に求める役割(機能)は考えていないが、慣例で署名を求めている

(4) 身元保証人等が不在の場合、入所・入院の取扱いはどのようになりますか。(○は一つ)

- 1 身元保証人等の署名がなくとも、そのまま入所・入院を受け入れる → (5)(8)へ
- 2 条件付きで受け入れる → (5)(6)(8)へ
- 3 身元保証人等の署名がないままでは入所・入院は受け入れていない → 問3へ
- 4 特に決めていない(これまで身元保証人等が不在の事例がない等) → 問3へ

(5) (4)で、「1 身元保証人等の署名なく受け入れ」「2 条件付きで受け入れる」と回答した方にお伺いします。本人の意思決定能力に不安な場合であっても、本人のみの署名で契約を結んだことがありますか。(○は一つ)

- 1 ある
- 2 ない

(6) (4)で、「2 条件付きで受け入れる」と回答した方にお伺いします。身元保証人等が不在の場合の受け入れの条件とはどのようなものですか。(複数回答可)

- 1 成年後見制度(法定後見・任意後見)の申立てをしてもらう
- 2 区役所・保健センターに相談する(生活保護受給、市長申立、ケース会議の開催など)
- 3 身元保証団体と契約してもらう
- 4 日常生活自立支援事業(障害者・高齢者権利擁護センター)を利用してもらう
- 5 弁護士・司法書士等と契約してもらう(財産管理委任契約、死後事務委任契約など)
- 6 預り金などの名目で、支払い滞納に備えて事前に預けてもらう
- 7 財産状況などの支払能力を示す書類を提出してもらう
- 8 一時的な入所・入院であり、すでに退所・退院先が決まっている
- 9 その他 ()

<p>(4) 身元保証団体の対応で、不安になったこと(不安なこと)があれば、ご紹介ください。</p> <p>(自由記述)</p>
--

問4 本人に意思決定能力があるか不安な場合の対応についてご回答ください。

<p>(1) 本人の意思決定能力に不安な場合、貴施設・医療機関が本人のために連携している機関などはありますか。(複数回答可)</p>
<p>1 いきいき支援センター(地域包括支援センター)</p> <p>2 ケアマネジャー</p> <p>3 障害者基幹相談支援センター</p> <p>4 区役所・保健センター</p> <p>5 弁護士・司法書士等の専門職</p> <p>6 障害者・高齢者権利擁護センター(日常生活自立支援事業)</p> <p>7 名古屋市成年後見あんしんセンター</p> <p>8 特にない</p> <p>9 その他()</p>
<p>(2) 本人の意思決定能力に不安な場合、貴施設・医療機関では、成年後見制度の利用を検討しますか。(〇は一つ)</p>
<p>1 検討する</p> <p>2 検討しない</p>
<p>(3) 検討の有無に関わらず、成年後見制度の利用に至らない理由はありますか。(複数回答可)</p>
<p>1 制度利用に時間がかかる</p> <p>2 本人(利用者・患者)の同意が得られない</p> <p>3 申立人が不在である</p> <p>4 申立て手続きが複雑で大変である</p> <p>5 本人(利用者・患者)に制度について説明できない(制度を詳しく知らない)</p> <p>6 成年後見人等(保佐人・補助人を含む)の必要性がない</p> <p>7 特に問題はない</p>
<p>(4) 厚生労働省「身寄りがいない人の入院・医療に係る意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン」を貴施設・医療機関内で参考にしていますか。(〇は一つ)</p>
<p>1 参考にしている</p> <p>2 参考にしていない</p> <p>3 ガイドラインの存在を知らない</p>

問5 身元保証人等が不在（身寄りのない人など）の場合の対応についてお伺いします。

(1) 身元保証人等が不在で、貴施設・医療機関で対応に困った事例を教えてください。
(自由記述)
(2) 身元保証人等が不在であっても、対応できた好事例を教えてください。
(自由記述)
(3) 身元保証人等が不在の場合の対応で、貴施設・医療機関で取り決めている内容（ガイドライン、手引き、ルールなど）があれば、ご紹介ください。
(自由記述)

問6 その他、連携事例についてお伺いします。

(1) 成年後見人等（保佐人・補助人を含む）との連携で困った事例があれば、ご紹介ください。
(自由記述)
(2) いきいき支援センター、ケアマネジャー、成年後見あんしんセンター、障害者基幹相談支援センター、区役所との連携で、困った事例があれば、ご紹介ください。
(自由記述)

調査項目は以上です。本調査票は、令和4年1月7日（金）までに、返信用封筒にてご提出ください。ご協力ありがとうございました。

(2) 調査票①【施設・医療機関】集計表

(1) 配布数および回収数

配布数	回収数	回収率
1,186	501	42.2%

類型	Q1(1). 施設種別	回収数	全体比
高齢	01. 介護老人福祉施設（特養）	69	13.8%
	02. 介護老人保健施設	30	6.0%
	03. 認知症対応型共同生活介護	74	14.8%
	04. 養護老人ホーム	6	1.2%
	05. 軽費老人ホーム	15	3.0%
	06. 特定施設入居者生活介護	34	6.8%
	07. 住宅型有料老人ホーム	91	18.2%
医療	08. 介護療養型医療施設	3	0.6%
	10. 医療機関	48	9.6%
障害	11. 障害者共同生活援助	112	22.4%
	12. 障害者入所施設	14	2.8%
	13. その他	5	1.0%
	総計	501	100.0%

Q1(2). 経営主体	回答数	全体比
1. 都道府県・市町村	8	1.6%
2. 社会福祉法人	143	28.5%
3. 医療法人	78	15.6%
4. 特定非営利活動法人	30	6.0%
5. 営利法人	213	42.5%
7. 無回答	1	0.2%
6. その他	28	5.6%
総計	501	100.0%

Q1 (3). 入所・入院定員	定員合計 (人)	回答数 (件)	一件平均 (人)
01. 介護老人福祉施設（特養）	5,535	67	82.61
02. 介護老人保健施設	2,830	29	97.59
03. 認知症対応型共同生活介護	1,216	71	17.13
04. 養護老人ホーム	621	6	103.5
05. 軽費老人ホーム	789	15	52.6
06. 特定施設入居者生活介護	1,747	34	51.38
07. 住宅型有料老人ホーム	2,476	89	27.82
08. 介護療養型医療施設	183	3	61
09. 介護医療院	—	—	—
10. 医療機関	11,656	48	242.8
11. 障害者共同生活援助	1,330	103	12.91
12. 障害者入所施設	732	13	56.31
13. その他	171	5	34.2
14. 無回答	—	18	—
総計	29,286	501	60.63

Q2(1). 貴施設・医療機関への入所・入院時に用いられている「契約書（申込書・同意書など）」において、本人の署名欄とは別に本人以外の署名を求めていますか。

全体		回答総数				501	
		高齢		医療		障害	
1. 本人以外の署名を求めている	315	98.4%	44	86.3%	99	76.2%	
2. 本人以外の署名は求めている	5	1.6%	7	13.7%	31	23.8%	
3. 無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

Q2(2).入所・入院「契約書（申込書・同意書など）」における本人以外の署名欄の名称をご回答ください。

全体		回答総数				821	
		高齢		医療		障害	
1.保証人	44	13.8%	11	21.6%	14	10.8%	
2.連帯保証人	55	17.2%	24	47.1%	5	3.8%	
3.身元保証人	130	40.6%	11	21.6%	18	13.8%	
4.身元引受人	169	52.8%	16	31.4%	22	16.9%	
5.立会人	14	4.4%	1	2.0%	8	6.2%	
6.親族(家族代表)	86	26.9%	6	11.8%	52	40.0%	
7.成年後見人等(保佐人・補助人含む)	47	14.7%	1	2.0%	35	26.9%	
8.その他	31	9.7%	6	11.8%	15	11.5%	
9.無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

※複数回答のため、100%になりません。

Q2(3). 身元保証人等に求める役割（機能）は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。なお、その中で最も重要だと考えられるものについては、最大2つまで◎をつけてください。

上段：○

下段：◎

全体	回答総数					
	高齢		医療		障害	
1. 緊急連絡先	151	47.2%	19	37.3%	45	34.6%
	117	36.6%	16	31.4%	23	17.7%
2. 利用料・医療費の支払い	188	58.8%	29	56.9%	54	41.5%
	95	29.7%	14	27.5%	13	10.0%
3. 損害賠償等の債務の保証	191	59.7%	17	33.3%	40	30.8%
	3	0.9%	0	0.0%	6	4.6%
4. 居室等明け渡しや原状回復	184	57.5%	11	21.6%	43	33.1%
	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%
5. 退所・退院後の支援（次の受入れ先との調整など）	189	59.1%	24	47.1%	28	21.5%
	2	0.6%	5	9.8%	2	1.5%
6. ケアプラン等支援計画書、診療計画書の同意	228	71.3%	15	29.4%	33	25.4%
	8	2.5%	0	0.0%	5	3.8%
7. 入所・入院中の必要物品の購入などの事実行為	228	71.3%	25	49.0%	35	26.9%
	5	1.6%	2	3.9%	2	1.5%
8. 救急搬送、訪問診療外の受診同行などの事実行為	209	65.3%	24	47.1%	42	32.3%
	56	17.5%	2	3.9%	8	6.2%
9. 手術・延命治療などの医療同意（医的侵襲性の高い）	207	64.7%	27	52.9%	48	36.9%
	45	14.1%	2	3.9%	15	11.5%
10. 予防接種などの医療同意（医的侵襲性の低い）	223	69.7%	22	43.1%	33	25.4%
	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
11. 入所・入院中で身体拘束が必要になった場合の同意	227	70.9%	27	52.9%	38	29.2%
	0	0.0%	0	0.0%	3	2.3%
12. 本人死亡時の遺体・遺品の引き取り	245	76.6%	29	56.9%	48	36.9%
	29	9.1%	4	7.8%	6	4.6%
13. 葬儀・納骨などの手続き	167	52.2%	18	35.3%	42	32.3%
	6	1.9%	0	0.0%	2	1.5%
14. その他の役割	11	3.4%	5	9.8%	2	1.5%
	1	0.3%	1	2.0%	1	0.8%
15. 特に求める役割（機能）は考えていないが、慣例で署名を求めている	1	0.3%	0	0.0%	3	2.3%
	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※複数回答のため、100%になりません。

Q2(4). 身元保証人等が不在の場合、入所・入院の取扱いはどのようになりますか。

全体		回答総数 501					
		高齢		医療		障害	
1. 身元保証人等の署名がなくとも、そのまま入所・入院を受け入れる		30	9.4%	23	45.1%	32	24.6%
2. 条件付きで受け入れる		83	25.9%	16	31.4%	28	21.5%
3. 身元保証人等の署名がないままでは入所・入院は受け入れていない		165	51.6%	3	5.9%	16	12.3%
4. 特に決めていない（これまで身元保証人等が不在の事例がない等）		32	10.0%	1	2.0%	23	17.7%
5. 無回答		10	3.1%	8	15.7%	31	23.8%

Q2(5). 本人の意思決定能力に不安な場合であっても、本人のみの署名で契約を結んだことがありますか。

全体		回答総数 501					
		高齢		医療		障害	
1. ある		28	8.8%	26	51.0%	20	15.4%
2. ない		82	25.6%	12	23.5%	37	28.5%
3. 無回答		210	65.6%	13	25.5%	73	56.2%

Q2(6). 身元保証人等が不在の場合の受け入れの条件とはどのようなものですか。

全体	回答総数 315					
	高齢		医療		障害	
1. 成年後見制度（法定後見・任意後見）の申立てをしてもらう	53	27.0%	6	13.0%	13	17.8%
2. 区役所・保健センターに相談する（生活保護受給、市長申立、ケース会議の開催など）	32	16.3%	12	26.1%	18	24.7%
3. 身元保証団体と契約してもらう	54	27.6%	12	26.1%	9	12.3%
4. 日常生活自立支援事業（障害者・高齢者権利擁護センター）を利用してもらう	15	7.7%	6	13.0%	12	16.4%
5. 弁護士・司法書士等と契約してもらう（財産管理委任契約、死後事務委任契約など）	20	10.2%	1	2.2%	8	11.0%
6. 預り金などの名目で、支払い滞納に備えて事前に預けてもらう	8	4.1%	2	4.3%	7	9.6%
7. 財産状況などの支払能力を示す書類を提出してもらう	5	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
8. 一時的な入所・入院であり、すでに退所・退院先が決まっている	6	3.1%	5	10.9%	1	1.4%
9. その他	3	1.5%	2	4.3%	5	6.8%
10. 条件は特に決めてない（無回答）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

Q2(7). 契約書において「本人以外の署名」を求めている理由は何ですか。

全体		回答総数 80					
		高齢		医療		障害	
1. 本人のみで十分に契約でき、身元保証人等は必要ないため	2	22.2%	7	58.3%	25	42.4%	
2. 成年後見制度（法定後見・任意後見）を利用しているため	0	0.0%	1	8.3%	9	15.3%	
3. 身元保証団体を利用してもらう予定であるため（入所・入院後に紹介している）	0	0.0%	1	8.3%	3	5.1%	
4. 損害保険を利用しているため	1	11.1%	0	0.0%	2	3.4%	
5. ケアマネジャー、いきいき支援センターなど、支援者と連携して対応しているため	1	11.1%	2	16.7%	9	15.3%	
6. 区役所と連携して対応しているため	3	33.3%	1	8.3%	6	10.2%	
7. その他	1	11.1%	0	0.0%	5	8.5%	
8. 特に理由はない（無回答）	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	

Q3(1). 貴施設・医療機関は、身元保証人等が不在の場合、身元保証団体を本人や支援者に紹介したことはありますか。

全体		回答総数 501					
		高齢		医療		障害	
1. ある	188	58.8%	38	74.5%	27	20.8%	
2. ない	124	38.8%	13	25.5%	100	76.9%	
3. 無回答	8	2.5%	0		3	2.3%	

Q3(2). 身元保証団体を紹介する場合、何を重視して紹介していますか。

全体	回答総数 826					
	高齢		医療		障害	
1. すでに他の利用者（患者）で利用実績がある	161	50.3%	31	60.8%	17	13.1%
2. 料金が安い（分割払いが可能である等）	76	23.8%	24	47.1%	8	6.2%
3. 利用料金が明確に定められている	86	26.9%	29	56.9%	12	9.2%
4. 依頼したらすぐに対応してくれる	125	39.1%	24	47.1%	13	10.0%
5. 弁護士法人等と連携した三者間契約をしており信頼できる	48	15.0%	21	41.2%	6	4.6%
6. ホームページなどで情報公開しており、透明性がある	34	10.6%	11	21.6%	4	3.1%
7. 本人の契約する能力を審査したり、評価する基準を持っている	12	3.8%	11	21.6%	4	3.1%
8. 契約の解除や預託金の返還など、解約時の条件が明確である	30	9.4%	13	25.5%	5	3.8%
9. 施設・医療機関として提携している身元保証団体があるので、そこを紹介している	11	3.4%	0	0.0%	2	1.5%
10. その他重視している点	0	0.0%	4	7.8%	4	3.1%
11. 特に考えて紹介していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※複数回答のため、100%になりません。

Q3(3). 身元保証団体の利用にあたり、貴施設・医療機関が本人に協力していることはありますか。

全体	回答総数 399					
	高齢		医療		障害	
1. 本人（利用者・患者）が身元保証団体を選びやすいように情報提供を行っている	105	32.8%	35	49.3%	13	10.0%
2. 身元保証団体のサービス説明時や契約締結時に同席している	106	33.1%	31	43.7%	18	13.8%
3. 毎月の請求書の内容を利用者（患者）の依頼（同意）に基づき確認している	24	7.5%	3	4.2%	9	6.9%
4. その他の協力内容	5	1.6%	2	2.8%	4	3.1%
5. 特に何も行っていない	39	12.2%	0	0.0%	5	3.8%

※複数回答のため、100%になりません。

Q4(1). 本人の意思決定能力に不安な場合、貴施設・医療機関が本人のために連携している機関などはありますか。

全体	回答総数 991					
	高齢		医療		障害	
1. いきいき支援センター（地域包括支援センター）	106	33.1%	37	72.5%	8	6.2%
2. ケアマネジャー	161	50.3%	33	64.7%	15	11.5%
3. 障害者基幹相談支援センター	12	3.8%	21	41.2%	86	66.2%
4. 区役所・保健センター	75	23.4%	28	54.9%	43	33.1%
5. 弁護士・司法書士等の専門職	40	12.5%	5	9.8%	24	18.5%
6. 障害者・高齢者権利擁護センター（日常生活自立支援事業）	40	12.5%	15	29.4%	45	34.6%
7. 名古屋市成年後見あんしんセンター	31	9.7%	9	17.6%	10	7.7%
8. 特にない	94	29.4%	10	19.6%	19	14.6%
9. その他	12	3.8%	0	0.0%	12	9.2%

※複数回答のため、100%になりません。

Q4(2). 本人の意思決定能力に不安な場合、貴施設・医療機関では、成年後見制度の利用を検討しますか。

全体	回答総数 501					
		高齢		医療		障害
1. 検討する	227	70.9%	38	74.5%	118	90.8%
2. 検討しない	80	25.0%	12	23.5%	9	6.9%
3. 無回答	13	4.1%	1	2.0%	3	2.3%

Q4(3). 検討の有無に関わらず、成年後見制度の利用に至らない理由はありますか。

全体	回答総数 501					
		高齢		医療		障害
1. 制度利用に時間がかかる	93	29.1%	34	66.7%	30	23.1%
2. 本人（利用者・患者）の同意が得られない	79	24.7%	22	43.1%	32	24.6%
3. 申立人が不在である	41	12.8%	20	39.2%	19	14.6%
4. 申立て手続きが複雑で大変である	77	24.1%	18	35.3%	21	16.2%
5. 本人（利用者・患者）に制度について説明できない（制度を詳しく知らない）	28	8.8%	5	9.8%	21	16.2%
6. 成年後見人等（保佐人・補助人を含む）の必要性がない	37	11.6%	3	5.9%	14	10.8%
7. 特に問題はない	127	39.7%	12	23.5%	54	41.5%

※複数回答のため、100%になりません。

Q4(4). 厚生労働省「身寄りがない人の入院・医療に係る意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン」を貴施設・医療機関内で参考にしていますか。

全体	回答総数 501					
		高齢		医療		障害
1. 参考にしている	87	27.2%	34	66.7%	37	28.5%
2. 参考にしていない	48	15.0%	7	13.7%	16	12.3%
3. ガイドラインの存在を知らない	167	52.2%	9	17.6%	72	55.4%
4. 無回答	18	5.6%	1	2.0%	5	3.8%

(3) 調査票②【相談支援機関】様式

令和3年度 名古屋市「身元保証人等に関する実態調査票②」【相談支援機関】

居宅介護支援事業所、いきいき支援センター、区役所
障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所 管理者各位

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、名古屋市から運営の委託を受けた名古屋市成年後見あんしんセンター（中核機関）では、「名古屋市権利擁護協議会」において現在、身元保証に関する問題を検討しています。

今後、単身化、親族と疎遠などで身寄りのない方が増加することから、入院、施設入所、賃貸住宅入居時に求められることの多い身元保証人等の不在の問題は誰にでも起こり得ることです。身元保証人等が不在であっても、本人の権利が擁護され、本人らしい生活が実現できる仕組みづくりに向けて、現在の実態を把握するために、本調査を実施させていただくものです。

皆様におかれましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご回答にあたって

5. 本調査は、主に施設・医療機関へ入所・入院する際の手続きの状況や身元保証人等に求める役割等についての設問となっております。お手数をおかけしますが、管理者または相談支援を担当されている方にご回答いただきますようお願い申し上げます。
6. ご記入いただいた法人名・施設名・医療機関名等が公表されることはございません。調査結果を統計的に処理し、報告書に取りまとめ公表させていただきます。
7. ご記入が終わりましたら、令和4年1月7日（金）までに同封の返信用封筒でご返送ください。
8. 本調査の趣旨及び回答方法等に関するご質問は、下記までお問合せください。

【問合せ等連絡先】

名古屋市成年後見あんしんセンター（担当：中野、林） TEL 052-856-3939
設置：名古屋市、運営：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

<用語説明>

身元保証人等

保証人、連帯保証人、身元保証人、身元引受人等の名称で、施設、医療機関の入所・入院契約書（申込書・同意書）で署名する本人以外の個人・法人

身元保証団体

有償で保証人代行のサービスを行う団体・会社（特定非営利活動法人、公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、株式会社、合同会社など）

意思決定能力

各種契約の締結や金銭管理などを自ら行う能力（本調査上の整理）

※本実態調査は、平成29年度老人保健事業推進費等補助金「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」の調査内容を参考に作成しています。

貴機関連絡先等

機関名 事業所名		TEL	
住所	〒 ー 名古屋市 区		
記入代表者	(役職)	(記入者氏名)	
E-mail			

問1 貴機関の基本属性についてご記入ください。(○をつけてください)

(1) 機関種別	1 いきいき支援センター(地域包括支援センター) 2 居宅介護支援事業所 3 障害者基幹相談支援センター 4 相談支援事業所(障害福祉サービス計画相談支援) 5 区役所 6 保健センター 7 その他()
----------	--

問2 施設・医療機関への入所・入院調整時の手続きについてご回答ください。

(1) 施設・医療機関への入所・入院を調整する際に、身元保証人等を求められ、不在の場合に入所・入院を拒否されたことがありますか。(○は一つ)
1 ある 2 ない 3 入所・入院を調整することがない
(2) 入所・入院時に身元保証人等が不在の場合、または一般的な相談対応の時に、身元保証団体を本人や親族等に紹介することはありますか。
1 ある → (3) ~ (6) へ 2 ない → (6) へ
(3) 身元保証団体を紹介する場合、何を重視して紹介していますか。(複数回答可)
1 すでに他の利用者(患者)で利用実績のある身元保証団体 2 料金が安い(分割払いが可能である等) 3 利用料金が明確に定められている 4 依頼したらすぐに対応してくれる(例:1時間2,000円などの生活支援サービス) 5 弁護士法人等と連携した三者間契約をしている 6 ホームページなどで情報公開しており、透明性がある 7 本人の契約する能力を審査したり、評価する基準を持っている 8 契約の解除や預託金の返還など、解約時の条件が明確である 9 持っているチラシを渡すのみ 10 その他重視している点() 11 原則、紹介していない → 問3へ
(4) 身元保証団体の利用にあたり、貴機関が本人に協力していることはありますか。(複数回答可)
1 本人(利用者・患者)が身元保証団体を選びやすいように情報提供を行っている 2 身元保証団体のサービス説明時や契約締結時に立ち会っている 3 毎月の請求書の内容を本人(利用者・患者)の依頼に基づき確認している 4 その他の協力内容() 5 特に何も行っていない

<p>(5) 本人の意思決定能力に不安な場合であっても、本人に身元保証団体を紹介したことがありますか。(○は一つ)</p>
<p>1 ある</p> <p>2 ない</p>
<p>(6) 身元保証団体の対応で、不安になったこと(不安なこと)があれば、ご紹介ください。</p>
<p>(自由記述)</p>

問3 本人の意思決定能力に不安な場合の対応についてご回答ください。

<p>(1) 本人の意思決定能力に不安な場合、貴機関が本人のために連携している機関はありますか。(複数回答可)</p>
<p>1 いきいき支援センター(地域包括支援センター)</p> <p>2 ケアマネジャー</p> <p>3 障害者基幹相談支援センター</p> <p>4 相談支援事業所</p> <p>5 区役所・保健センター</p> <p>6 弁護士・司法書士等の専門職</p> <p>7 障害者・高齢者権利擁護センター(日常生活自立支援事業)</p> <p>8 名古屋市成年後見あんしんセンター</p> <p>9 その他機関()</p> <p>10 特になし</p>
<p>(2) 本人の意思決定能力に不安な場合、貴機関では、成年後見制度の利用を検討しますか。(○は一つ) ※意思決定能力に不安な方の相談がない場合は、今後あった場合を想定してご回答ください。</p>
<p>1 検討する</p> <p>2 検討しない</p>
<p>(3) 検討の有無に関わらず、<u>成年後見制度の利用に至らない理由</u>はありますか。(複数回答可)</p>
<p>1 成年後見制度の利用に時間がかかる</p> <p>2 本人(利用者・患者)が同意しない</p> <p>3 申立人が不在である</p> <p>4 申立て手続きが複雑で大変である</p> <p>5 本人(利用者)に成年後見制度の説明ができない(詳しく分からない)</p> <p>6 成年後見人等(保佐人・補助人を含む)の必要性がない</p> <p>7 特に問題はない</p>
<p>(4) 本人の意思決定能力に不安な場合、貴機関では、障害者・高齢者権利擁護センターの日常生活自立支援事業の利用を検討しますか。(○は一つ) ※上記(2)注と同様</p>
<p>1 検討する</p> <p>2 検討しない</p>

<p>(5) 検討の有無に関わらず、障害者・高齢者権利擁護センターの日常生活自立支援事業の利用に至らない理由はありますか。(複数回答可)</p>
<p>1 制度利用に時間がかかる(待機期間が長い)</p> <p>2 本人(利用者)が同意しない(拒否した)</p> <p>3 本人(利用者)に事業の説明ができない(私が事業を詳しく理解していない)</p> <p>4 本人に契約能力がなく契約できない(契約能力がないとセンターで判断された)</p> <p>5 その他()</p> <p>6 特に問題はない</p>

問4 身元保証人等が不在(身寄りのない人など)の場合の対応についてお伺いします。

<p>(1) 身元保証人等が不在で、貴機関で対応に困った事例を教えてください。</p>
<p>(自由記述)</p>
<p>(2) 身元保証人等が不在であっても、対応できた好事例を教えてください。</p>
<p>(自由記述)</p>

問5 その他、身元保証人等が不在(身寄りのない人など)時の連携事例についてお伺いします。

<p>(1) 成年後見人等(保佐人・補助人を含む)との連携で困った事例があれば、ご紹介ください。</p>
<p>(自由記述)</p>
<p>(2) いきいき支援センター、ケアマネジャー、障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、成年後見あんしんセンター、権利擁護センター、区役所との連携で、困った事例があれば、ご紹介ください。</p>
<p>(自由記述)</p>

調査項目は以上です。本調査票は、令和4年1月7日(金)までに、返信用封筒にてご提出ください。ご協力ありがとうございました。

(4) 調査票②【相談支援機関】集計表

(1) 配布数および回収数

配布数	回収数	回収率
911	465	51.0%

Q1. 基本属性	回答数	全体比
1 いきいき支援センター	28	6.0%
2 居宅介護支援事業所	315	67.7%
3 障害者基幹相談支援センター	11	2.4%
4 相談支援事業所（障害福祉サービス計画相談支援）	73	15.7%
5 区役所	22	4.7%
6 保健センター	16	3.4%
7 その他	0	0.0%
計	465	100.0%

Q2(1). 施設・医療機関への入所・入院を調整する際に、身元保証人等を求められ、不在の場合に入所・入院を拒否されたことがありますか。

全体	回答総数 465					
	高齢		障害		公所	
1 ある	190	55.4%	22	26.2%	14	36.8%
2 ない	137	39.9%	46	54.8%	20	52.6%
3 入所・入院を調整することがない	10	2.9%	15	17.9%	4	10.5%
4 無回答	6	1.7%	1	1.2%	0	0.0%

Q2(2). 入所・入院時に身元保証人等が不在の場合、または一般的な相談対応の時に、身元保証団体を本人や親族等に紹介することはありますか。

全体	回答総数 465					
	高齢		障害		公所	
1 ある	287	83.7%	45	53.6%	19	50.0%
2 ない	56	16.3%	38	45.2%	19	50.0%
3 無回答	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%

Q2(3). 身元保証団体を紹介する場合、何を重視して紹介していますか。

全体	回答総数 1257					
	高齢		障害		公所	
1 既に利用実績のある団体	228	66.5%	30	35.7%	10	26.3%
2 料金が安い	165	48.1%	19	22.6%	6	15.8%
3 利用料金が明確に定められている	212	61.8%	30	35.7%	5	13.2%
4 依頼したらすぐに対応	144	42.0%	14	16.7%	4	10.5%
5 弁護士法人等と連携した三者間契約	87	25.4%	6	7.1%	4	10.5%
6 ホームページなどで情報公開して、透明性がある	76	22.2%	13	15.5%	3	7.9%
7 本人の契約する能力を審査したり、評価する基準を持っている	37	10.8%	3	3.6%	2	5.3%
8 契約の解除や預託金の返金など、解約時の情景が明確である	88	25.7%	8	9.5%	3	7.9%
9 持っているチラシを渡すのみ	24	7.0%	1	1.2%	3	7.9%
10 その他	18	5.2%	0	0.0%	3	7.9%
11 原則、紹介していない	2	0.6%	4	4.8%	5	13.2%

※複数回答のため、100%になりません。

Q2(4). 身元保証団体の利用にあたり、貴機関が本人に協力していることはありますか。

全体	回答総数 606					
	高齢		障害		公所	
1 本人（利用者・患者）が身元保証団体を選びやすいように情報提供を行っている	218	63.6%	35	41.7%	7	18.4%
2 身元保証団体のサービス説明時や契約締結時に立ち会っている	225	65.6%	26	31.0%	8	21.1%
3 毎月の請求書の内容を本人（利用者・患者）の依頼に基づき確認している	29	8.5%	2	2.4%	1	2.6%
4 その他の協力内容	23	6.7%	2	2.4%	2	5.3%
5 特に何も行っていない	15	4.4%	5	6.0%	8	21.1%

※複数回答のため、100%になりません。

Q2(5). 本人の意思決定能力に不安な場合であっても、本人に身元保証団体を紹介したことがありますか。

全体	回答総数 465					
		高齢		障害		公所
1 ある	130	37.9%	14	16.7%	1	2.6%
2 ない	153	44.6%	28	33.3%	14	36.8%
3 無回答	60	17.5%	42	50.0%	23	60.5%

Q3(1). 本人の意思決定能力に不安な場合、貴機関が本人のために連携している機関はありますか。

全体	回答総数 1259					
		高齢		障害		公所
1 いきいき支援センター (地域包括支援センター)	269	78.4%	15	17.9%	31	81.6%
2 ケアマネ ジャー	55	16.0%	7	8.3%	20	52.6%
3 障害者基幹相談支援センター	64	18.7%	56	66.7%	19	50.0%
4 相談支援 事業所	13	3.8%	18	21.4%	9	23.7%
5 区役所・保健センター	148	43.1%	61	72.6%	12	31.6%
6 弁護士・司法書士等の専門職	79	23.0%	20	23.8%	2	5.3%
7 障害者・高齢者権利擁護センター(日常生活自立支援事業)	130	37.9%	31	36.9%	10	26.3%
8 名古屋市成年後見あんしんセンター	90	26.2%	19	22.6%	25	65.8%
9 その他機関	17	5.0%	10	11.9%	6	15.8%
10 特にない	19	5.5%	3	3.6%	1	2.6%

※複数回答のため、100%になりません。

Q3(2). 本人の意思決定能力に不安な場合、貴機関では、成年後見制度の利用を検討しますか。

全体		回答総数 465					
		高齢		障害		公所	
1	検討する	326	95.0%	81	96.4%	37	97.4%
2	検討しない	13	3.8%	2	2.4%	0	0.0%
3	無回答	4	1.2%	1	1.2%	1	2.6%

Q3(3). 検討の有無に関わらず、成年後見制度の利用に至らない理由はありますか。

全体		回答総数 940					
		高齢		障害		公所	
1	成年後見制度の利用に時間がかかる	191	55.7%	29	34.5%	14	36.8%
2	本人（利用者・患者）が同意しない	194	56.6%	32	38.1%	15	39.5%
3	申立人が不在である	84	24.5%	20	23.8%	0	0.0%
4	申立て手続きが複雑で大変である	145	42.3%	34	40.5%	6	15.8%
5	本人（利用者）に成年後見制度の説明ができない（詳しく分からない）	60	17.5%	16	19.0%	2	5.3%
6	成年後見人等（保佐人・補助人を含む）の必要性がない	30	8.7%	10	11.9%	13	34.2%
7	特に問題はない	26	7.6%	12	14.3%	7	18.4%

※複数回答のため、100%になりません。

Q3(4). 本人の意思決定能力に不安な場合、貴機関では、障害者・高齢者権利擁護センターの日常生活自立支援事業の利用を検討しますか。

全体		回答総数 465					
		高齢		障害		公所	
1	検討する	309	90.1%	78	92.9%	31	81.6%
2	検討しない	31	9.0%	5	6.0%	6	15.8%
3	無回答	3	0.9%	1	1.2%	1	2.6%

Q3(5). 検討の有無に関わらず、障害者・高齢者権利擁護センターの日常生活自立支援事業の利用に至らない理由はありますか。

全体		回答総数 740					
		高齢		障害		公所	
1	制度利用に時間がかかる (待機期間が長い)	159	46.4%	38	45.2%	23	60.5%
2	本人(利用者)が同意しない(拒否した)	191	55.7%	43	51.2%	21	55.3%
3	本人(利用者)に事業の説明ができない(私が事業を詳しく理解していない)	41	12.0%	9	10.7%	2	5.3%
4	本人に契約能力がなく契約できない(契約能力がないとセンターで判断された)	80	23.3%	13	15.5%	8	21.1%
5	その他	16	4.7%	11	13.1%	5	13.2%
6	特に問題はない	59	17.2%	16	19.0%	5	13.2%

※複数回答のため、100%になりません。

5 身元保証問題検討部会の概要

(1) 目的

今後、単身化、親族と疎遠、身寄りのない方が増加することが予想されている中、入院、施設入所、賃貸住宅入居時に求められることの多い身元保証人等の不在の問題は誰にでも起こり得ることである。身元保証人等が不在であっても、本人の権利が擁護され、本人らしい生活が実現できる仕組みづくりについて協議を行うもの。

(2) 部会委員

相談支援機関、介護施設、医療機関など支援者及び弁護士会などの身元保証問題に精通している専門職に出席を依頼する。その他、検討テーマに応じてオブザーバー参加を依頼する。

委員氏名	所属等	備考
矢野 和雄	愛知県弁護士会	法律専門職、弁護士後見人
宮崎 靖	愛知県社会福祉士会	介護施設、社会福祉士後見人
近藤 芳江	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会	ケアマネジャー
大寺 直子	愛知県医療ソーシャルワーカー協会	医療ソーシャルワーカー
杉浦 憲太郎	北区東部いきいき支援センター	いきいき支援センター

(敬称略、所属は令和5年3月現在)

事務局 名古屋市成年後見あんしんセンター(名古屋市社会福祉協議会)
名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

(3) 部会等の実績

	日時	内容
協議会	令和3年3月22日	身元保証に関する部会の設置を決定
部会①	令和3年6月25日	身元保証に関する実態・課題についての意見交換
実態調査	令和3年12月～ 令和4年1月	身元保証人等に関する実態調査の実施
部会②	令和4年2月15日	実態調査結果の分析・意見交換
協議会	令和4年3月25日	実態調査結果の報告・意見交換
部会③	令和4年5月16日	身元保証に関する課題と対応策の検討
部会④	令和4年12月13日	ガイドライン・ツールの検討 身元保証に関するセミナーの開催についての検討
セミナー	令和5年3月7日	本人の権利擁護と身元保証に関するセミナーの開催(Zoomウェビナー)
協議会	令和5年3月29日	部会報告・意見交換、ガイドラインの検討

令和5（2023）年4月 発行

発 行／ 名古屋市成年後見あんしんセンター（名古屋市社会福祉協議会）

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号

名古屋市総合社会福祉会館5階

TEL (052) 856-3939 FAX (052) 919-7585

<http://www.nagoya-seinenkouken.jp/>